

2024年(令和6年)4月24日

東京高等裁判所 総務課庶務係 御中
(法曹連絡協議会 ご担当者 様)

関東弁護士会連合会(担当事務局:)
〒100-0013
千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14階
TEL03-3581-3838 FAX03-3581-0223

2024年度「法曹連絡協議会」の開催日程について(ご連絡とお願い)

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、関東弁護士会連合会が主催しております「法曹連絡協議会」は、昭和43年に東京高裁管内の司法事務の円滑な運営を期して発足しました。以降、司法の運営全般につき、制度および運営の実体を相互に正しく認識し、且つ適正な改善を図るための情報交換ならびに率直な検討協議をすることを目的として、毎年開催しております。その記録は「関弁連会報」により、広く関弁連管内弁護士会会員に報告しているところです。

本年度法曹連絡協議会は下記のとおり開催させていただきたくご連絡申し上げます。

つきましては、貴裁判所長官様、民事部代表常置委員様、刑事部代表常置委員様、事務局局長様、事務局長補様のご参加を賜りたく、宜しくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

なお、開催のご案内及び議題等につきましては、後日ご連絡させていただきます。

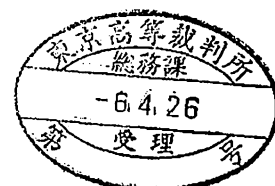
何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日 時	2024年(令和6年)12月 3日(火) 協議会:午後3時から5時まで 懇親会:午後5時から
場 所	協議会:法曹会館2階「高砂」 懇親会:法曹会館3階「富士」

以上



関弁連発第210号
2024年(令和6年)10月4日

東京高等裁判所
長官 堀田 眞哉 殿

関東弁護士会連合会
理事長 菅 沼 友 子
(公印省略)

2024年度「法曹連絡協議会」の開催について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、当連合会の活動にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

関東弁護士会連合会が主催する「法曹連絡協議会」は、昭和43年に東京高裁管内の司法事務の円滑な運営を計ることを期して発足し、以降、司法の運営全般につき、制度および運営の実体を相互に正しく認識し、且つ適正な改善を図るための情報交換ならびに率直な検討協議をすることを目的として毎年開催され、その記録は「関弁連会報」により、広く関弁連管内会員に報告しているところです。

本年度も下記日程・場所にて開催することと致しました。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮でございますが、何卒ご出席くださいますようお願い申し上げます。また、協議会終了後、懇親会の用意をしておりますので併せてご出席いただきたくご案内申し上げます。本年度の懇親会は立食での開催を予定しております。

お手数ながら、ご出席の有無を2024年(令和6年)11月8日(金)までに、別紙出欠票にてご回答賜りたくお願い申し上げます。

なお、議題は現在取りまとめ中ですので、これがまとも次第、追ってご連絡申し上げます。

敬具

記

1. 協議会

日 時 2024年(令和6年)12月3日(火)午後3時から
場 所 法曹会館2階「高砂」

2. 懇親会

日 時 2024年(令和6年)12月3日(火)午後5時から
(協議会終了後)

場 所 法曹会館3階「富士」
会 費 6,000円(当日、受付にて頂戴致します)

以上



関東弁護士会連合会
2024年度「法曹連絡協議会」出欠票

2024年度「法曹連絡協議会」

日 程 2024年（令和6年）12月3日（火）

場 所 法曹会館

1. 協議会 午後3時から（法曹会館2階「高砂」）

ご出席・ご欠席

2. 懇親会 午後5時から（法曹会館3階「富士」）

ご出席・ご欠席

ご所属 _____

お役職 _____

フリガナ
ご氏名 _____

出欠票送付先：関東弁護士会連合会

ファクシミリ番号 03-3581-0223

2024年（令和6年）10月24日

東京高等裁判所
総務課庶務係 御中

関東弁護士会連合会（担当事務局：XXXXXXXXXX）
〒100-0013
千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 14 階
TEL03-3581-3838 FAX03-3581-0223

2024年度「法曹連絡協議会」議題の御送付

平素よりお世話になっております。

2024年（令和6年）12月3日に法曹会館において開催いたします2024年度法曹連絡協議会の議題をお届けいたしますので、お取り計らいの程よろしくお願ひ申し上げます。

なお、事務局様用に1部同封させていただきます。

また、今回お送りいたしました議題につき、ご回答いただける先生がお決まりになりましたら、予めご教示いただきたくお願ひ申し上げます。

お忙しい折誠に恐縮に存じますが、何卒宜しくお願ひ申し上げます。



2024年度 法曹連絡協議会議題

日時：2024年12月3日（火）

場所：法曹会館2階「高砂」

議題1 （裁判所及び検察庁に対して）

裁判所及び検察庁における男女共同参画、出産・育児期間中の職員に対する支援、ハラスメント対策、すべての性の平等、等に関する具体的取り組み及びその成果と問題点、今後の課題等について、提案理由記載事項を中心にご教示いただきたい。

（関弁連男女共同参画及び性の平等推進に関する委員会提出）

【提案理由】

当連合会は、2021年9月24日に行われた第67回定期大会において、「関東弁護士会連合会において男女共同参画を推進する決議」を採択した。同決議では、下記の活動内容を実現することとしている。

- 1 当連合会及び各弁護士会における男女共同参画を推進するため、施策の取組状況について情報を共有する。
- 2 当連合会及び各弁護士会の役員、委員会の委員及び役職者、各弁護士会から輩出する日本弁護士連合会の役員について、積極的に女性会員を登用するよう努めつつ、女性会員の役員、役職就任を容易にするための支援策やポジティブアクションの導入を検討し、日弁連、当連合会及び各弁護士会における施策・方針決定過程への女性会員の参画を拡大する。
- 3 セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等、差別的な取扱いを防止するための施策を講ずる。
- 4 男女共同参画推進に関する研修、啓発活動及び職務と家庭の両立支援に努める。
- 5 各弁護士会における弁護士に占める女性割合の拡大を目指す。

そこで、これらに関連する下記の項目についてご教示いただきたい。

第1 上記2関連

日弁連は、男女共同参画を推進するため、副会長や理事の選任についてクォータ制を導入する等の取組みを行っており、関弁連でも2022年から理事におけるクォータ制度を導入（理事を2名増員し、増員枠は女性会員から選出）するなど、具体的な取組みを進めているところである。

昨年度の法曹連絡協議会においても、本議題についてご教示いただいたところであるが、以下の点についてあらためてご教示頂きたい。

1 裁判所

裁判所において、一般職採用に占める女性の割合、一般職に占める女性の割合、裁判官採用に占める女性の割合、裁判官に占める女性の割合について、直近のデータをご教示いただきたい。

また、地方裁判所・家庭裁判所部総括判事等の重要な役割を担うと考えられる判事3号以上の判事に占める女性の割合、指定職相当以上の判事に占める女性の割合についてもご教示いただきたい。併せて、国の第5次男女共同参画基本計画を踏まえ、裁判所特定事業主行動計画において今後裁判官の各役職段階に占める女性の割合について成果目標を定めることを検討しているか否かについてご教示頂きたい。

一般職の管理職員（最高裁の課長相当職以上、及び下級裁判所の課長・最高裁判所の課長補佐相当職）についても、女性の占める割合についてご教示いただきたい。

2 検察庁

検察庁において、検事・副検事及び検察事務官それぞれについて、採用者に占める女性の割合、職員数に占める女性の割合の直近のデータをご教示いただきたい。

また、大規模地方検察庁部長職等の重要な役割を担うと考えられる検事3号以上の検事に占める女性の割合、指定職相当以上の検事に占める女性の割合についてもご教示いただきたい。

検察事務官についても、課長職相当以上等管理職に占める女性の割合についてご教示いただきたい。

併せて、国の第5次男女共同参画基本計画を踏まえ、検事及び検察事務官それぞれの、各役職段階に占める女性の割合について成果目標を定めているか、定めている場合その内容、定めていない場合今後成果目標を定めることを検討しているか否かについてご教示頂きたい。

第2 上記3 関連

関弁連及び関弁連を構成する各弁護士会においては、ハラスメント相談窓口を設置しているが、アンケート等からうかがわれる被害実態に比して相談窓口の利用は低調となっている。これまでも、裁判所及び検察庁のハラスメント防止の取り組みについてご教示いただいたところであるが、裁判所及び検察庁における以下の点についてあらためてご教示頂きたい。

各種ハラスメント全般に関する相談窓口におけるセクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントの各相談・通報件数及び処理状況等の運用状況、相談・通報があった場合の具体的な対応内容についてご教示いただきたい。

昨年度の協議会以降、ハラスメントの実態を調査するアンケートを実施したか否か、実施した場合、その結果についてもご教示頂きたい。

各種ハラスメント全般に関する相談窓口について、相談者が利用しやすくするための工夫等があればご教示いただきたい。

第3 上記4 関連

弁護士が受講を義務付けられている倫理研修において、関弁連では、セクシュアルハラスメントの問題を取り上げるようになった。裁判所及び検察庁において行っている、セクシュアルハラスメントや男女共同参画に関

する研修につき、対象者、研修内容、研修の頻度などをご教示頂きたい。
また、関弁連を構成する各単体会においても、出産・育児期間中の会員を支援する取り組みを行っているところであるが、裁判所及び検察庁における出産・育児期間中の職員を支援する取り組みがあればご教示頂きたい。

第4 上記5関連

裁判官、検察官（検事）、弁護士に占める女性の割合は、いずれも上昇しているが、直近では、裁判官 24.3%（2022年12月現在）、検察官（検事）27.2%（2023年3月31日現在）、弁護士19.9%（2023年9月30日現在）（令和6年版男女共同参画白書）であり、また、第75期（2023年）の司法修習終了者の進路別人数に占める女性割合を見ると、終了者数総数に占める女性割合27.7%に対し、裁判官38.2%、検察官49.3%、弁護士26.4%（その他22.6%）など（弁護士白書2023年版）、裁判官や検察官における割合が増えていることも踏まえ、裁判所及び検察庁において、女性の割合を増やすための具体的な取り組みについてご教示頂きたい。

なお関弁連では、女性法曹の割合を増やす取組みの一つとして、女子中高生及びその保護者を対象に女性法曹と交流する機会を設けるため、2024年2月17日、「来たれ、リーガル女子！～女性の弁護士・裁判官・検察官に会ってみよう！～」というシンポジウムを開催した。本年度も2025年1月11日に「女性法曹になろう！シンポジウム」と題して開催する予定である。

第5 すべての性の平等について

令和5年6月23日、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行された。

関弁連を構成する各弁護士会においても、セクシュアル・マイノリティも含めたすべての性の平等に関わる取り組みを行っているところであるが、裁判所及び検察庁における取り組みがあればご教示頂きたい。

議題2-1 （裁判所に対して）

民事裁判手続きのIT化について

民事裁判手続きのIT化の現在とこれからの展開を教えてください。
(静岡県弁護士会提案)

【提案理由】

民事裁判手続きのIT化について、現在、フェーズ2の段階にあると思いますが、現在の実施状況がどのようなものであるか、実務でどれほど利用されているかなど、全体的な感触で構わないので教えてください。

また、今後、どのようなものが展開されていくのかも教えてください。

第2-2 （裁判所に対して）

裁判手続きにおけるIT化が進んでおり、海外に居住する当事者や証人のオンラインでの訴訟等への参加、特に証拠調べの実施を検討すべきではないか、見解をうかがいたい。

(関弁連外国人の人権救済委員会提案)

【提案理由】

社会がグローバル化しており、当事者や証人等が国内だけでなく海外に居住していることが多々ある。訴訟手続、調停手続においてIT化が進んでいるのであるから、手続きの円滑かつ迅速な進行のためにも、海外に居住する当事者や証人がオンラインで訴訟手続等に参加できることを検討すべきではないかと考えることから、見解をうかがいたい。

議題2-3 (裁判所に対して)

民事訴訟のIT化が進められている中で、日本語を母語としない市民に対して、どのような手続き案内を予定しているか状況をうかがいたい。

また、裁判手続き一般において、手続きを案内するリーフレット等の文書やウェブサイトについて、日本語以外に外国語版を追加する予定があるか、また現時点ですでに存在する外国語版がある場合はその言語、今後追加する予定がある言語がある場合にはどの言語を予定しているかうかがいたい。

(関弁連外国人の人権救済委員会提案)

【提案理由】

日本国内において、日本語以外の言語を母語とする市民が増加する中で、裁判を受ける権利を保障するためには、手続き案内においても多様な言語で対応する必要があるものである。

行政サービスにおいても、多様な言語での手続き案内が実施されるようになりつつあることから、裁判手続きにおいても多様な言語での対応が求められると考えられる。

そこで、現在の状況及び今後の予定についてうかがいたい。

議題3 (裁判所、検察庁に対して)

裁判所、検察庁において、国際人権条約に関する研修等の実施状況をうかがいたい。

(関弁連外国人の人権救済委員会提案)

【提案理由】

国連自由権規約委員会による第7回政府報告書審査において、同委員会から、規約及び国内法におけるその適用性について、裁判官、検察官、弁護士等に対して継続的に研修を行い、啓発をする努力を継続することを求めるとの勧告がなされているところである。

そこで、裁判所、検察庁において、実際に国際人権条約に関する研修等をどのように行っているのか具体的状況をうかがいたい。

議題4 (裁判所に対して)

外国籍の民事調停委員、家事調停委員、司法委員の採用についての見解を

うかがいたい。

(関弁連外国人の人権救済委員会提案)

【提案理由】

日本国籍以外の外国籍、無国籍市民が増加し、多文化共生社会の実現がうたわれている。

とりわけ、家事調停等では、背景事情となる文化等の相互理解が事件解決に資するものであり、日本国籍以外の調停委員、司法委員は必要な状況である。

過去には、日本国籍のない(中国(台湾)籍の)弁護士(大阪弁護士会会員)が民事調停委員として職務にあっていた事実が確認されており、外国籍の調停委員の選任が違法であるとか、外国籍の調停委員が担当した調停手続に違法はないことが確認されているものと認識している。

そこで、日本国籍以外の調停委員、司法委員の採用についての見解をうかがいたい。

議題5 (検察庁及び裁判所に対して)

再審無罪に対する対応について(検察庁及び裁判所に対して)

いわゆる袴田事件の再審無罪判決を受けて、えん罪・誤判防止のための取り組みについて、ご教示いただきたい。

(静岡県弁護士会提案)

【提案理由】

本年9月26日、静岡地方裁判所において、袴田事件の再審公判における判決期日があり、袴田巖さんに無罪が言い渡された。袴田さんが逮捕されてから既に58年以上、再審開始決定がなされてからも既に10年以上の歳月が経過していた。

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つであり、個人の尊厳を究極の価値とする日本国憲法のもとでは、えん罪被害はあってはならないものである。

司法に携わる以上、えん罪・誤判の原因を究明し、二度とこのようなえん罪被害を生じさせないようにすることが、司法に対する信頼を回復する数少ない手段と考える。そのため、えん罪・誤判が生じた原因を究明するため、捜査機関はもとより、裁判所を含めた関係機関からの独立性が保障され、十分な権限が与えられた公的な第三者機関によって検証を行うべきものと思料するが、検察庁及び裁判所の自浄作用によって司法の信頼を回復していくことも必要と考える。

そのため、検察庁及び裁判所において、二度このような悲劇を生まないために、えん罪・誤判の原因究明のための取り組みを行う意向があるのか、行うとしてどのような取り組みを行っていくつもりか、またその取り組んだ結果を国民に公表する意向があるのかをお教えいただきたい。

議題6 (裁判所に対して)

民法改正法施行に向けての取り組みについて

離婚後共同親権の導入を柱とする民法改正法(以下「改正法」という。)が、2024年5月17日に成立した。その際、衆参両議院において、政府及び最高裁判所に対して、12の事項について格段の配慮を求める附帯決議

がなされた。これら附帯決議がなされた事項について、最高裁判所はどのような取組みをしていく予定か、また、取組みに際し、弁護士会との間で、どのような連携をとっていく予定か、お伺いしたい。

(静岡県弁護士会提案)

【提案理由】

改正法は公布から2年以内の施行予定となっているが、法制審議会家族法制部会の審議や国会審議を経てもなお、その内容や運用につき不明確な点が多い。

例えば、改正法によれば、婚姻時はもちろんのこと離婚後共同親権となった場合には、親権は父母の共同行使が原則であり、例外として単独行使できるのは、子の利益のため「急迫の事情」がある場合、「監護及び教育に関する日常の行為」に係る親権行使である場合、「特定の事項」について家庭裁判所から親権行使者と指定された場合、「子の監護の分掌」をした場合、「監護者」に指定された場合に限定されている。

しかし、これら「急迫の事情」「監護及び教育に関する日常の行為」「特定の事項」「監護の分掌」は不明確な概念であり、その対象範囲や内容が明らかではなく、附帯決議においても、「その意義及び具体的な類型等をガイドライン等により明らかにすること」とされているが、現時点でもガイドライン等は明らかになっていない。

改正法の施行予定まで1年半程度となったので、上記のみによらず、附帯決議がなされた事項について、最高裁判所がどのような取組みをしていく予定か、また、取組みに際し、弁護士会との間で、どのような連携をとっていく予定かお伺いしたいため、議題とさせていただいた次第である。

【資料】 議題6 添付資料 民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

議題7 (検察庁に対して)

一審が東京以外の地方裁判所で行われた刑事事件で被害者参加制度が利用されていた事件について、控訴審でも被害者参加制度が利用される場合、東京高等検察庁の担当検察官は、被害者参加人や被害者参加弁護士との打合せをどのように行っているか、Zoom等のオンライン会議を利用して行うことはあるかをご教示いただきたい。

(群馬弁護士会提案)

【提案理由】

東京高等裁判所に係属する刑事訴訟の控訴審においては、国選弁護人は特別な事情がない限り東京三会の会員から選任されるが、国選被害者参加弁護士については、一審で担当した地方会の弁護士が比較的柔軟に選任されている印象である。

地方会の弁護士は、刑事訴訟の控訴審を経験する機会が少ないため、国選被害者参加弁護士として控訴審に関与する際に、審理の見通しを見定めにくく、公判準備に腐心するところがある。

他方、控訴審においても、被害者参加人の心情に配慮した公判が行われる必要があり、そのためには担当検察官との打ち合わせが大切であるが、地方に住む被害者参加人が打ち合わせのために東京高等検察庁まで赴くのは負担が重い。実際

には、控訴審の第1回公判当日に初めて担当検察官と面談するということが少なくない印象である。

については、控訴審に不慣れな地方会の国選被害者参加弁護士との協力関係を緊密にし、かつ、被害者参加人の心情に一層配慮した公判を行うため、東京高等検察庁の担当検察官において積極的に国選被害者参加弁護士や被害者参加人に連絡し、差し支えない内容のときはオンライン会議を用いて打ち合わせを行っていただきたく、提案する次第である。

議題8 (裁判所に対して)

破産管財人報酬について

破産管財人の報酬基準の検討状況についてお伺いしたい。

(静岡県弁護士会提案)

【提案理由】

昨今、法律事務所においても消耗品・電気代等の値上げや事務員の賃上げにより経費支出が増加し、管財業務のコストも上がっている。このような現状のもと、裁判所における破産管財人の報酬基準の検討状況についてお伺いしたい。

議題9 (検察庁に対して)

検察庁の公判書証謄写に関するFAX請求の進捗状況について

(神奈川県弁護士会提案)

【提案理由】

東京地方検察庁においては、コロナ禍の対策の一環として、検察庁の公判書証の謄写請求書に関して、FAX送信で請求をすることが可能となっている。

一方、横浜地方検察庁をはじめとする、東京高等検察庁管内のその他の地方検察庁においては、FAX請求の対応が遅れている。現在まで、検察庁に対して、謄写請求書の原本(押印のある書面)を提出するルールが残存している。そのため、現場の検察事務官らとの間で交渉が必要になることもある。

ところで、内閣府では「押印レス化」を推奨している。行政機関である検察庁においても、押印原本の提出を求めずに、FAX請求を認める東京地方検察庁のルールを、他の地方検察庁に対しても広めることが求められている。

当職が、先般、最高検察庁・東京高等検察庁に電話で確認したところ、各地方検察庁の謄写ルールは、独自に定めていると回答を得ている。適切に指導・監督を行い、今後のデジタル開示を見据えたルール作りに着手していただきたいと考える。

議題10 (裁判所に対して)

送達について

- 1 送達が不能であった場合の調査について、実務上、原告代理人において現地調査を求められることがある。

しかし、オートロック付きのマンションやレンタルオフィスなど、近隣や一緒に利用している者が訴訟当事者の氏名を把握していないことが多くなっていることから、実効性に乏しい面がある。また、プライバ

シーの保護の点に照らせば、近隣への聞き込みを求めることは、例外的な場面に限るべきであると考えるが、裁判所の見解を伺いたい。

- 2 管理会社や水道・ガス事業者に対しても、弁護士法23条の2による照会、あるいは原告代理人が直接確認をしても回答を得られないことが多い。そこで、送達に関連して、裁判所から調査囑託をした事例について、件数が分かる場合には、昨年度の実施件数及び相手方の属性についてご教示いただきたい。

また、送達が本来、職権探知主義事項であることに鑑み、上記管理会社等、居住者と契約関係にあると想定される会社に対し、調査囑託によって、居住者を明らかにするなど、積極的に活用していただけないか裁判所の見解を伺いたい。

- 3 原告代理人による居住実態把握のための実際の現地調査報告について、裁判所としてどのような調査をすれば足りるかと考えているのか、裁判所の見解を伺いたい。

(関弁連消費者問題対策委員会提案)

【提案理由】

1について

送達不能における現地調査をしても、オートロック付きのマンションやレンタルオフィスなど居住・使用実態が明らかにならないことが多い。このような事例においても、調査内容として、近隣の者、あるいはレンタルオフィスを利用している他のオフィス利用者に対し、利用実態の確認を求められることがある。しかし、近隣の居住者に確認しても、そもそも隣に住む人物と交流がないことが多く、氏名を把握していることもほとんどないのが実情である。同様にレンタルオフィスも流動的な利用が多く、利用者が他の利用者のことを把握していないのが一般である。

一方で、近隣の居住者や他のレンタルオフィス利用者への聞き込みを必須とすれば、当該本来無関係な者に対し、被告に対し訴訟提起をしていること、及びその氏名・会社名を告げざるを得ないが、訴訟提起をされているという点を近隣の者や他の利用者知られるということ自体、プライバシーの観点から望ましくない。

司法協会発行の「民事訴訟関係書類の送達実務の研究」においても、近隣の聞き込みはプライバシーとの関連からおのずから限界があると指摘されているところではある。むしろ上記研究が公表されて以降、より国民のプライバシーや個人情報に対する意識が強まり、反対に近隣同士の関係性の希薄化が進んでいることに照らせば、むしろ近隣への聞き込みは、功を奏しないどころか有害とも考えられる。

そこで、調査内容として、近隣への聞き込みを求める事案は、例外的な場面に限定した方が良く考えられるが、裁判所の見解を伺いたいと考え、提案した。

2について

管理会社やガス・水道事業所などは、弁護士会照会によっても、契約者氏名を回答しないこともあるほか、同照会は手数料もかかり、弁護士会の審査を経る関

係で時間を要する状況にある。

そこで、送達に関し裁判所が求める送達先情報の調査嘱託について、現状、どの程度採用されているか件数が分かる場合にはその件数及び相手先について伺いたい。また、今後送達のために、居住者と契約を締結すると考えられる事業者に対し、調査嘱託を積極的に採用していただけないか、裁判所の見解を伺いたく提案した。

3について

現地調査報告で、ガスメーターが動くことを現認したり、犬の鳴き声が室内から聞いた旨の報告をしたにもかかわらず、担当書記官から代理人弁護士に対し人が住んでいるかどうかはつきりしないから長時間にわたり二回メーター確認をしないと居住実態を認められないとの発言を受けたり、直近に訴訟当事者が賃貸借契約をしている書類を取得し提出しても追加調査を求められたなどの報告もある。

あまりに居住実態把握のための調査内容が過剰であると、原告の訴訟を受ける権利の侵害にもなりかねない。

裁判所書記官からの居住実態把握のために必要な現地調査の要求内容が過剰になっていると思われる件があるため、裁判所の見解を伺いたいと思い、提案した。

議題 1 1 (裁判所及び検察庁に対して)

刑事事件の被害者たる原告が、住所・氏名等の秘匿制度を利用し、氏名及び住所等を秘匿したまま損害賠償請求訴訟を提起した事案において、被告とされた加害者側が、秘匿事項及び推知事項と同様の情報を、全く別個の制度である刑事確定記録の閲覧謄写を通じて入手することを試みる可能性が考えられる。こうした事態に対する裁判所及び確定記録を保管される検察庁との間の連絡体制の整備状況、今後の見通し、利用する原告側が検察庁と情報共有するに際しての留意点があればご教示願いたい。

また、刑事記録の開示を巡る準抗告が長期化した場合、民事訴訟が遅延して住所氏名等秘匿制度の被害者保護の趣旨に反する事態が生じるおそれもあるため、この点に関する民事訴訟の審理上の留意点や工夫等があればご教示願いたい。

(関弁連民事介入暴力対策委員会提案)

【提案理由】

住所・氏名等の秘匿制度は、令和5年2月20日施行の民訴法改正により運用が開始されているが、性質上、刑事事件の被害者が用いることが少なくない。そのため、加害者たる被告側では、民事訴訟において秘匿事項の閲覧等が制限されたとしても、別途、刑事確定記録の閲覧謄写が可能であり、その両制度の円滑な運用のためには調整する仕組みが不可欠と考えられるので、上記議題を提案した次第である。

議題 1 2 (裁判所に対して)

不在者財産管理人及び相続財産清算人等の各種財産管理事件、破産管財人業務、並びに成年後見人等、裁判所が報酬を決定する事件につき、昨今の物価高騰等の経済情勢や消費税増税を適正に反映させた報酬額を決定していただきたい。

(埼玉弁護士会提案)

【提案理由】

特に、管理人等口座を開設する必要がある事案においては、1万円を超える口座開設手数料の支払いを求める銀行が多くなっていることも併せると、弁護士の実質的な収入は減額され続けていると言わざるを得ない。

これらの点についての裁判所の検討状況をお伺いしたい。

議題13 (裁判所に対して/民事・家事調停官(非常勤裁判官)制度の拡充について)

近時、最高裁判所から日本弁護士連合会宛に「令和7年10月以降は未実施庁における家事調停官の新規配置について積極的に考えたい」との意向が示されているところであるが、それにあたり、東京高等裁判所から何らかの要望が示されたか否かについてお伺いしたい。

また、東京高等裁判所管内の各庁の事件数の動向、事件処理状況等を踏まえ、最高裁判所に対し、東京、横浜、さいたま、千葉の各本庁の民事・家事調停官(非常勤裁判官)を増員、あるいは、さらに他の庁や本庁だけではなく支部にも民事・家事調停官(非常勤裁判官)を拡充するような要望を行うお考えがあるか。行うお考えのない場合には、その理由をお教えいただきたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提案)

【提案理由】

本出題は一昨年度にも行ったものであるが、その際に東京高等裁判所からは、どの庁にどれだけの調停官を配置するかは、民事調停官規則及び家事調停官規則第2条に基づき、最高裁判所が決定しているという旨の回答をいただいた。

東京高等裁判所においては、管内における各庁の事件数の動向や事件処理状況等を踏まえ、各庁にどれだけの裁判官や調停官を配置する必要があるかについての情報提供を行っているものと推察するところであり、その結果、最高裁判所から日本弁護士連合会宛に令和7年10月以降は未実施庁における家事調停官の新規配置について積極的に考えたいとの意向が示されたものと推察するが、その経緯について差し支えない範囲でお答え願いたい。

また、東京高等裁判所において、事件数の動向や事件処理状況等を踏まえ、今後も最高裁判所に対し、非常勤裁判官をさらに増員し、他の庁や支部にも拡充するような要望を行うお考えがあるか(要望を行うお考えのない場合にはその理由)をお教えいただきたい。

なお、一昨年度も提案理由で指摘をしたが、最高裁判所と日本弁護士連合会の平成14年8月23日付けの弁護士任官等に関する協議会の協議の取りまとめ(以下「本件取りまとめ」という。)では、非常勤裁判官制度について、「裁判官の給源の多様化・多元化を図り、21世紀の我が国における司法を担う質の高

い裁判官を安定的に確保するため、弁護士からの裁判官任官を大幅に拡大することが極めて重要である。また、それとともに、司法制度をより利用しやすく、わかりやすく、頼りがいのあるものとする必要がある。そこで、当面民事調停事件及び家事調停事件の分野に、弁護士が非常勤の形態で調停主任又は家事審判官たる裁判官と同等の立場で調停手続を主宰する制度（いわゆる非常勤裁判官制度）を創設することにより、弁護士から常勤裁判官への任官（いわゆる弁護士任官）を促進するための環境を整備するとともに、併せて調停手続をより一層充実・活性化することを目的とする。」としている。

地域司法充実の観点からも、例えば、各支部に非常勤裁判官が常駐した場合、各地域の実情を理解した非常勤裁判官により紛争解決が期待され、この制度を拡充する意義が大きいと考える。東京高等裁判所においても、最高裁判所に対し、非常勤裁判官の増員・拡充を要望していただきたいと考えている。

議題 1 4—1 （裁判所に対して／労働審判の実施支部の拡大について）

現在、東京高等裁判所管内においては、地裁本庁以外に東京地方裁判所立川支部、静岡地方裁判所浜松支部及び長野地方裁判所松本支部での労働審判が実施されている。

- (1) 支部において労働審判事件を取り扱うかどうかの判断において、当該支部で労働審判事件を取り扱うとした場合に予想される事件数の見通しを考慮要素として挙げていただいている。

この将来の事件数の見通しを検討するうえで、東京高裁管内における本庁及び各支部において労働関係通常訴訟事件数の推移を過去5年間にわたってお教えいただきたい。

- (2) 東京高等裁判所管内の各地裁本庁・支部における過去5年間の労働審判の事件数の推移をご教示願いたい。

（関弁連地域司法充実推進委員会提案）

【提案理由】

支部において労働審判事件を取り扱うかどうかの判断において、当該支部で労働審判事件を取り扱うとした場合に予想される事件数の見通しを考慮要素として挙げていただいている。

この将来の事件数の見通しを検討するうえで、行政・司法間での情報共有のあり方や裁判所間での情報共有の具体的方法について確認したく、出題に至った。

また、東京高等裁判所管内の各地裁本庁・支部における新受件数について、従前下記のとおりご回答いただいております。今後の活動の参考にし、令和5年の新受件数について出題に至った。

記

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
東京	1106	1059	1136	963	805
東京 立川	112	91	74	80	43
横浜	209	247	257	236	233

横浜 川崎				1	
さいたま	169	168	157	162	130
千葉	114	119	143	119	103
水戸	49	46	50	48	54
水戸 土浦			1		
宇都宮	31	52	52	46	33
前橋	37	54	46	40	53
静岡	47	41	34	59	47
静岡 浜松	21	26	26	38	22
甲府	13	8	22	15	8
長野	10	12	17	16	10
長野 松本	17	18	16	14	24
新潟	32	23	22	25	33

※川崎支部、土浦支部の案件は、審判申立・受理後に本庁回付。

議題 14-2 (裁判所に対して)

労働審判実施支部の拡大について

静岡地方裁判所沼津支部における労働審判の早期実施を要望していただきたい。

(静岡県弁護士会提案)

【提案理由】

昨年、一昨年と議題としていただきましたが、再度要望させていただきます。

静岡地方裁判所では、現在、本庁と浜松支部（県西部）において労働審判が行われていますが、沼津支部（県東部）において、労働審判は行われておりません。沼津支部部管轄地域と浜松支部管轄地域は、人口がほぼ拮抗しており、沼津支部の予想事件数についても、浜松支部と同数程度の申立てが見込まれます。

また、静岡県は県が東西に長い形状となっているのみならず、下田支部など県東部には本庁からかなり遠い地域が存在しており、県東部で労働審判を取り扱う必要性は極めて高い。

さらに、沼津支部は本庁及び浜松支部と同様、合議事件を取り扱っているのみならず、裁判員裁判実施支部でもあるため、裁判所の事件処理体制も労働審判の実施に支障はないはずである。

本庁及び浜松支部における労働審判事件の新受件数は、令和3年は97件、令和4年は69件と堅調であり、東京高裁管内の各県の人口からみたときに、相対的に多くの労働審判が提起されていると言える状況にあり、平成29年から労働審判事件の取り扱いを始めた浜松支部での運用も問題なく行われており、実績もまた堅調である。

2018年度の法曹連絡協議会において、東京高裁事務局長は、「当該支部で労働審判事件を取り扱うとした場合に予想される事件数の見通しや、地裁本庁への移動に要する時間などの利便性を基本としつつ、各庁の労働審判事件の運用状況や事件処理体制、労働審判員の安定的な確保に向けた地域的な事情も総合的に

勘案して、最終的には各地方裁判所において、いわゆる支部設置規則3条1項の規定に基づく裁判官会議の議決により定められている」とし、「考慮要素を総合的に検討した結果、これまでの間、取扱庁とはされてきていなかったものと理解しております」と回答されていました。

上記「各考慮要素」について、当会においても、検討しましたが、沼津支部は、人口、面積、事業者数、従業者数等において、労働審判が実施されている本庁及び浜松支部とほぼ均等で、それらを前提とした事件数の見通しとしては、浜松支部と同程度の事件数が見込まれます。また、地裁本庁への移動に要する時間などの利便性についても、本庁まで約130キロもの移動を強いられる下田支部を抱える県東部において、県民の負担を考えると利便性の面でも速やかに沼津支部で労働審判を実施すべきものと思料いたします。さらに、すでに述べたとおり、労働審判が実施されている本庁及び浜松支部において、事件数は堅調で、問題なく運用されており、加えて、沼津支部は本庁及び浜松支部と同様合議事件を取り扱っているのみならず、裁判員裁判実施支部でもあり、裁判所の事件処理体制の面でも特段の支障はないはずです。そのうえ、県内にある日本労働組合総連合会静岡県連合会の地区協議会9つのうち3つが県東部に存在していることからしても、県東部だけが労働審判員の安定的な確保ができない事情も存在しません。

沼津支部の状況は以上のとおりであるため、速やかに沼津支部において労働審判を実施すべく、本提案をさせていただいた次第です。

議題15 (裁判所に対して/さいたま地方裁判所秩父支部等における裁判官の常駐)

東京高等裁判所管内の、さいたま地方裁判所・さいたま家庭裁判所秩父支部、前橋地方裁判所・前橋家庭裁判所沼田支部、千葉地方裁判所・千葉家庭裁判所館山支部、同佐原支部、水戸地方裁判所・水戸家庭裁判所麻生支部には裁判官が常駐していない。

以上に対する東京高等裁判所の見解は、一昨年度は概ね、最高裁判所の決定事項であること、裁判所も国の予算で運営される公的な機関であって、業務量に見合った配置をする必要があること、各非常駐支部に対する裁判官の填補の頻度は各地方・家庭裁判所において適宜決定しており、最高裁判所にも適切に情報提供して取り組んでまいりたいという回答をいただいた。また、昨年度も概ね同旨の回答をいただいたうえで、過去の同様の出題に対する回答と同様に「各地家裁とともに引き続き各支部の事件処理状況等にきめ細かく目配りをしつつ最高裁にも適切に情報提供をしていきたいと考えております(注 下線は出題者による)」とはご回答いただくものの、それ以上の具体的な見解については、回答をいただいていない。

そこで、さらに以下のとおり質問する。

- (1) 裁判所は、支部等の裁判官の配置について、どのような見解をとっているのか、その見解を実現させるために、いつまでにどのようなことを行うと考えているのかを伺いたい(近々、裁判官の常駐・増員の予定があるか否かも含む)。
- (2) 最高裁判所が決定するにあたっては各地方・家庭裁判所からの事件処

理状況等の情報提供が必要不可欠であるが、各地方・家庭裁判所からは、最高裁判所に対し、いつ、事件処理状況等のどのような具体的な内容が提供されているのか、（各地方・家庭裁判所ごとに）把握されているのであれば、伺いたい。

また、各地方・家庭裁判所は、情報提供とともに見解を述べているのか（各地方・家庭裁判所ごとに）ご存じであればそれを伺いたい。

見解を述べている場合は、（各地方・家庭裁判所ごとに）内容とその理由を伺いたい。

（関弁連地域司法充実推進委員会提案）

【提案理由】

上記各支部は、裁判官が非常駐であることから、民事家事事件を扱う一方、刑事事件を扱わなかったり（千葉地方裁判所佐原支部）、身柄の刑事事件を扱わなかったり（水戸地方裁判所麻生支部）、少年事件や執行事件を扱っていない（上記5支部）など、通常の地方裁判所・家庭裁判所の機能を果たし得ていない。

こうした事態は、裁判を受ける権利（憲法第32条）や法の下での平等（憲法第14条）を保障する日本国憲法が予定する司法の姿とはいえない。

これに関し、平成28年度の法曹連絡協議会において、常駐させていないことについて、裁判所の見解を伺ったところ、東京高等裁判所からは、概ね、最高裁判所の決定事項であること、裁判所も国の予算で運営される公的な機関であって、業務量に見合った配置をする必要があること、各非常駐支部に対する裁判官の填補の頻度は各地方・家庭裁判所において適宜決定しており、最高裁判所にも適切に情報提供して取り組んでまいりたいという回答をいただいたが、裁判所の見解については、そもそも常駐化について賛成なのか反対なのか、具体的な回答をいただいている。

また、令和元年度の法曹連絡協議会では、静岡地方裁判所・静岡家庭裁判所掛川支部において、平成30年度から常駐の裁判官1名が執務を行う体制に変更となっており、重ねて、引き続き各支部の事件処理状況等にきめ細かく目配りしつつ、適切に最高裁判所にも情報提供していきたいと考えている旨の回答がなされている。この点について、東京高等裁判所管内の裁判官非常駐支部における昨年度以降の体制の変化など具体例（裁判官の出廷日の増加等）があれば、ご教示いただきたい。

また、昨年度を含めた法曹連絡協議会における東京高等裁判所の「各地家裁とともに引き続き各支部の事件処理状況等に『きめ細かく』目配りをしつつ最高裁にも適切に情報提供をしていきたいと考えております」とのご回答からすれば、各地家裁ごとに情報を収集されていると思われるところ、各地方・家庭裁判所ごとに業務量や配置も異なっているため、各地方・家庭裁判所ごとに回答をいただきたく質問したものである。

議題16 （裁判所に対して／家庭裁判所出張所における出張事件処理について）

新潟家庭裁判所村上出張所・同南魚沼出張所・同柏崎出張所・同糸魚川出張所の各出張所、前橋家庭裁判所中之条出張所、長野家庭裁判所木曾福島出張所、同大町出張所、同飯山出張所において令和5年度及び令和6年度（集

計されているところまで)の各出張事件処理が行われた件数について、(各出張所ごとに)伺いたい。

また、出張所間において、出張事件処理数に差があるようであるが、その理由について御教示いただきたい。

また、それぞれの家裁出張所に所属する家事調停委員がどの程度いるのか、それぞれの人数を、また、近隣の本庁ないしは支部に所属している調停委員がどのような協力関係にあるのかご教授ください。

(関弁連地域司法充実推進委員会提案)

【提案理由】

昨今の家事事件の増加(ことに成年後見制度利用促進法に伴う成年後見等の申立増加)において、どの家庭裁判所出張所でも調停を含めた事件処理を実施すべきと考えるところ、本年度においても、前記8つの各出張所での各出張事件処理件数を伺いたい。

また、昨年度の裁判所からの回答によると、長野家庭裁判所大町出張所の年間の出張事件処理数が2桁を優に超えていたのに対し、新潟家庭裁判所の各出張所においては年間数件程度に留まっていたことから、その理由を伺いたい。

議題17 (裁判所に対して)

横浜地方裁判所相模原支部の合議制実現について

(神奈川県弁護士会提案)

【提案理由】

横浜地方裁判所相模原支部は全国の政令指定都市にある裁判所で唯一合議事件を取り扱っていない。相模原支部における合議事件の取り扱いはこれまでも繰り返し議題としてきたが、現在、相模原支部の管内人口は約85万人、裁判官は6名、管内の法律事務所で業務を行う弁護士は約90名に達し、相模原市及び座間市も市長自ら裁判所に要望に出向くなど合議事件の取り扱いを強く求めている。

他方、裁判所も、合議体による審理の活用に積極的に取り組んでおり、これによって、多角的な観点からの検討が可能となり、①訴訟指揮や求釈明の内容が明確化され迅速な争点整理につながる、②説得的な和解案の提示により当事者の納得が得られやすく早期に和解が成立する、③作業量の多い事件に対応することができるなどの指摘がなされており、審理が難航している単独事件を早期に合議に付すことで迅速化を図っていることがうかがわれるとされている(最高裁判所の裁判迅速化検証報告書(第8回)79頁)。現に、民事第一審訴訟事件の未済事件における合議率の推移は、平成21年が7.6%だったところ、平成30年は15.3%に達しており、この間、合議事件数も増加している(同報告書32頁)。したがって、地方の本庁並みの事件数を抱える相模原支部で合議事件を取り扱わない理由はなく、一刻も早くその取り扱いを開始すべきである。

なお、昨年7月には、相模原市長、座間市長を含めた47団体で構成する協議会が発足しており、今年2月には最高裁や法務大臣に対し要望活動を実施するなど、協議会を中心とし、合議制実現に向けて熱心に活動している。

議題18 (裁判所に対して)

藤沢簡易裁判所への家庭裁判所出張所併設について

(神奈川県弁護士会提案)

【提案理由】

超高齢化社会などを背景に、家事事件は増加の一途をたどっている。また、令和6年5月には、共同親権等に関して民法等の一部を改正する法律が成立し、親権等に関する家庭裁判所への申立がさらに増加することも予想される。

神奈川県内の自治体が行っている法律相談の過去の実績を見ても、離婚や相続など、家庭に関する相談が全体の4割程度を占めている。藤沢簡裁管内の人口は約120万人に達し、今後も、管内で成年後見関係事件や相続、離婚等に関する問題が継続して発生することが見込まれる。しかし、藤沢市の中心部から横浜家裁本庁までは、公共交通機関を利用すると約50分を要し、特に自動車を利用しない市民にとっては気軽に利用できる距離ではない。

そこで、藤沢簡裁に家庭裁判所出張所を併設し、そこで成年後見関係事件の審判や離婚、相続の調停などを行えるようにし、本庁まで出向かなくても、身近な裁判所で家庭に関する問題を解決できるようにするべきである。藤沢簡裁管内(藤沢市・茅ヶ崎市・大和市・海老名市・綾瀬市・高座郡)の法律事務所で業務を行う弁護士は、令和5年9月現在、118人に達しており、当地の市民の需要に応えられる態勢は整いつつある。

また、藤沢簡裁管内の自治体である、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、綾瀬市、寒川町の各市長を含めた協議会が発足しており、昨年12月には最高裁や政府に対し要望書を提出し、現在も熱心に活動している。

議題19-1 (裁判所に対して)

千葉家庭裁判所管内の家庭裁判所(本庁・支部・出張所)における児童室の設置の有無、設置していない支部・出張所における試行的面会交流の実施方法について、ご教示いただきたい。児童室が設置されていない支部、出張所については、設置をご検討いただきたい。

(千葉県弁護士会提案)

【提案理由】

児童室は、子どもが安心、安全に試行的面会交流を実施するため、子どもの平等権・最善の利益の第一義的考慮・面会交流権・意見表明権(子どもの権利条約2条、3条、9条、12条)の保障上、必要不可欠なものである。

千葉家庭裁判所管内の支部・出張所では、児童室が存在しないところがあると思われるところ、存否についての現状を教えてください。

また、児童室が存在しない支部・出張所で試行的面会交流を実施する場合は、どのように対応しているか、ご教示いただきたい。パーティション等で区切った調停室を利用したり、本庁や他支部の児童室を利用したりしていると思われるが、紛争下にある父母がパーティション等で区切っただけの同一空間で過ごすことの危険性や子どもの安心感に懸念が生じるし、また、本庁や他支部の児童室を利用すると、平日日中に子どもが遠方の裁判所に赴かなければならず、学校の欠席や早退を強いられたり、親が時間的負担や経済的負担から試行面会を諦めてし

まうこともある。

そのため、児童室を有しない支部・出張所があれば、児童室の設置をご検討いただきたい。

議題 19-2 (裁判所に対して)

長野家庭裁判所飯田支部及び長野家庭裁判所大町出張所の庁舎に、子どもが調査官調査を受ける際に安心することができ、試行的面会交流の実施に適した設備を伴う児童室(調査室・試行面会施設)を設置していただきたい。また、大町出張所のトイレを洋式化していただきたい。

(長野県弁護士会提案)

【提案理由】

試行的面会交流(以下「試行面会」と表記する。)を行うには、裁判所内に児童室等の試行面会施設が必須である。しかし、長野家庭裁判所飯田支部及び長野家庭裁判所大町出張所の庁舎には、児童室(調査室・試行面会施設)がない。

現在、飯田支部における試行面会は、1部屋をパーティションで区切り、子どもと別居親が面会している様子をパーティション越しに同居親や家裁調査官等が観察する形式がとられている。しかし、この方法では、子どもは同居親の目を気にして、自然な雰囲気での面会することが難しい。また、パーティションで区切られているとはいえ、離婚調停中の当事者双方が同じ部屋にいること自体、当事者にとっては心理的抵抗があり、そのために試行面会に応じないケースもある。県内の家裁本庁及び6つの支部の中で、ワンウェイミラーも映像音響機器もないのは、飯田支部だけである。

また、大町出張所は、受派出張所であるにも拘わらず出張調停の実施件数が例年100件を超え、全国20の受派出張所中でも群を抜いて多い状況である。大町出張所の対象区域である大北地域(大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村)に暮らす子どもの試行面会は、松本支部庁舎で行なわれることが多いが、大北地域は、面積が約1109.5km²と広大で、交通不便な山間部も多く、冬季の積雪も多い。このような地域に暮らす子どもについて、松本支部庁舎まで赴かなければ裁判所での試行面会ができない現状は、ただでさえ両親の離婚問題等で心を痛める中さらなる心理的負担を強いる上、移動時間の関係で学校を休んだり早退しなければならず、当事者が時間的・経済的負担から試行面会を断念することにも繋がりがねない。

飯田支部及び大町出張所ともに、大規模な工事を要せずとも既存の調停室等の2部屋をビデオリンクで繋ぐなどして児童室(調査室・試行面会施設)を設置できる状況にあり、早期に設置していただきたい。

また、大町出張所庁舎のトイレは、車椅子利用者用トイレ以外は全て和式であるが、高齢化、バリアフリー化、一般家庭における洋式トイレの普及、減災等の観点から、洋式化すべきである。

議題 20 (裁判所に対して)

長野家庭裁判所佐久支部に、直ちに常駐の家庭裁判所調査官を配置して頂

きたい。そのうえで、同支部において少年審判を取り扱うことを最高裁判所に要望していただきたい。

(長野県弁護士会提案)

【提案理由】

佐久支部の管内人口は、長野県内6支部の中で3番目に多い状況にあり、家事事件数も3番目に多い状況にありながら、常駐の家裁調査官は0名である(長野本庁6名、松本支部5名、上田支部5名、伊那支部2名、飯田支部2名、諏訪支部1名)。また、佐久地域の少年事件が相当数あるにもかかわらず、県内支部で唯一、少年審判の取扱いもない。佐久支部管内の社会状況として、直近に公表された令和5年中の長野県の年間人口増減では、佐久支部管内で1169人の人口社会増を記録している。直近だけでなく過去10年に遡ってみても長野県内で最も人口が維持されている地域である。特に、佐久平駅周辺地域の高齢化率は令和5年が17.6%であり、長野県平均32.5%・全国平均29%に比べて非常に低い状況となっている。将来的にみても、子どもに関係する家事事件、少年事件が継続して発生する可能性が非常に高い地域といえる。

現状、家裁調査官は上田支部からの填補、少年事件は上田支部にて取扱いがなされているが、最高裁との面談では、上田支部と佐久支部との交通の便が良いと判断されているようである。しかし、佐久地域在住の者にとって上田支部庁舎までの交通機関の便は、決して良いとはいえない。佐久支部庁舎は、佐久支部管内の中では上田に近い最北部に位置するため、両庁舎の位置関係のみを判断要素にすべきではないが、ひとまず両庁舎間を前提に鉄道利用を考えてみると、たしかに北陸新幹線の佐久平駅・上田駅間の新幹線乗車時間は10分程度ではあるが、佐久支部庁舎から佐久平駅まで徒歩約15分、上田駅から上田支部まで徒歩約20分を要し、新幹線を利用しても都合1時間程度は要する。高額の新幹線料金も負担することになるため、佐久地域の住民が上田支部庁舎に赴くのに新幹線を使用するという方は通常いない。また、填補される調査官等は、在来線を利用して上田支部庁舎から佐久支部庁舎まで移動していると思われるが、徒歩・電車(乗り換えあり)・バス(ないし徒歩)で、1時間30分程度かかる。他方、自動車移動で考えても両庁舎間は高速道路利用で40分、一般道利用で50分から1時間程度を要する。

このように、上田寄りの佐久地域最北部に位置する佐久支部庁舎で見ても交通の便が良いとはいえず、まして、南佐久郡の6町村から上田支部庁舎まで鉄道利用で考えると、在来線利用で自宅から上田支部庁舎まで2時間から3時間程度を要する住民が大半という状況である。自動車移動で考えても、南佐久地域の川上村役場から上田支部庁舎までは一般道利用で約80kmあり2時間程度を要し、高速道路を利用しても約1時間30分以上を要し、交通の便が良いとはいえない。

このような佐久地域の実情を具体的にご判断いただき、改善をお願いしたい。

議題21 (検察庁に対して)

長野地方検察庁佐久支部に、常駐の正検事を配置していただくよう、上級庁に積極的に要望していただきたい。

(長野県弁護士会提案)

【提案理由】

長野県警本部刑事部捜査支援分析課による令和3年及び令和4年犯罪統計書長野県の犯罪（以下それぞれ「令和3年犯罪統計」「令和4年犯罪統計」と表記する）に基づき算出した上記各管轄地域の刑法犯認知件数及び特別法犯取締件数について、長野地方検察庁佐久支部は、長野県内6支部の中で3番目に多い状況にある。副検事しか配置されていない県内支部（佐久支部・諏訪支部・伊那支部）の中では突出して多く、正検事が配置されている飯田支部を毎年大幅に上回っている状況である。

特に、令和3年犯罪統計及び令和4年犯罪統計によれば、両年とも、佐久支部管内の軽井沢警察署は人口1000人当たりの刑法犯犯罪率が長野県内で唯一「5件以上」を示している。佐久支部管内全体で見ても同数値は3.6件であって、この数値は正検事非常駐支部の中では突出している。また、刑法犯認知件数は令和4年犯罪統計において前年比132%を記録しており、全国平均106%、全県平均111%を大きく上回っている。

佐久支部管内において、令和3年の死傷被害者数は支部の中では松本支部に次いで2番目に多く、令和4年のそれも支部の中で松本支部・上田支部に次いで3番目に多い状況となっている。外国人事件も非常に多く、令和3年犯罪統計では入国管理法違反の取締件数が本庁をも超え、令和4年犯罪統計で見ても、長野県内支部の中では最も多い取締件数を記録している。さらに、佐久支部管内は薬物事件も多く、令和3年犯罪統計では本庁管内の取締件数を上回っており、令和4年犯罪統計でも松本支部に次いで多い件数を記録している。長野本庁や松本支部の管内人口が佐久支部管内人口の約2.5倍もあることからすれば、人口当たりの発生率の高さは深刻である。

佐久支部の事件は、上田支部の支部長検事がいわば兼務して取り扱っているが、上田支部の事件数も決して少ない訳ではなく、上田支部と佐久支部の双方の事件について一人の正検事で対応することは過度な負担といえる。幸いにも、佐久支部庁舎内には既に支部長室が存在し、施設改修等のために多額の予算を要さずとも、副検事の配置を維持したまま正検事を配置することが可能である。

なお、平成28年度以降に正検事が配置されることとなった支部は全国で10支部あるが、佐久支部はそのいずれの支部よりも刑事第一審新受事件数が圧倒的に多い。

佐久地域の治安維持及び速やかで適正な刑事事件処理の実現のため、長野地検佐久支部に直ちに正検事の配置をしていただきたい。

議題22（裁判所に対して）

新潟家庭裁判所村上出張所、同柏崎出張所、同南魚沼出張所、同糸魚川出張所の各出張所において、2023年度及び2024年度（集計されているところまで）の出張事件処理が行われた件数（そのうち何件に手続代理人がいたのかも含む）について、出張所ごとに伺いたい（質問①）。

また、各出張所に対して、口頭または書面で出張事件処理を希望する申し出がなされた件数（そのうち何件に手続代理人がいたのかも含む）（質問②）、出張事件処理を希望しても実施に至らなかった場合どのような理由で実施

に至らなかったのか（質問③）について伺いたい。

加えて、各出張所の今後の活用について、具体的な方策を伺いたい（質問④）。

（新潟県弁護士会提案）

【提案理由】

昨今の家事事件の増加状況において、家庭裁判所出張所でも積極的に出張事件処理を実施すべきと考えるところ、新潟家庭裁判所の各出張所においてどの程度出張事件処理が実施されたのか、また出張事件処理がなされた場合の手続代理人の有無を確認するため、各出張所における出張事件処理数（手続代理人の有無を含む）を伺いたい。

また、去年の回答によれば、出張所管内に在住の方が事件の申立てに関する相談等で来庁した際には、手続案内の中で来庁者の意向等に応じて出張事件処理等について案内するとともに、来庁者が出張事件処理の実施を希望する場合には、口頭または書面で申し出て頂くよう説明しているとのことであった。そこで、各出張所において出張事件処理を希望された件数ほどの程度であったのか、出張事件処理を希望しても実施に至らなかった場合にどのような理由で実施に至らなかったのかについて確認をさせて頂きたい。

さらに、各出張所における出張事件処理数が低調に推移しているなか、今後、各出張所をどのように活発に活用していくのかという点について伺いたい。

議題 23 （裁判所に対して）

家裁出張所における調停期日を増やしていただきたい。

（関弁連弁護士偏在問題対策委員会提案）

【提案理由】

裁判手続のIT化が推進され、家庭裁判所出張所においてもWebex等を利用した調停が開かれるようになってきている。本来は、家裁出張所にも裁判官を常駐させ実質的な事件処理を日常的に行うべきであるが、現状、殆どの家裁出張所には裁判官が常駐しておらず、開廷日が限られることから、調停期日が3か月以上も先になってしまう事件も散見される。また、そもそも出張調停自体が全く行われず、受付しか行わない家裁出張所も少なくない。当事者や調停委員、裁判官が実地で対面して協議等することが紛争解決に資することはもちろんであるが、他方で、期日の間隔が空きすぎてしまうことや身近な裁判所で対応してもらえないことは当事者の手続保障上問題があると言わざるを得ない。

そこで、家裁出張所への裁判官常駐ないし在庁日増大を実現するまでの過渡的措置として、裁判官が家裁出張所に在庁しない状態であっても、裁判官がWebex等を活用して評議等に対応する方法により、調停期日を開くことができないか、ご検討いただきたい。

衆議院トップページ > 本会議・委員会等 > 委員会ニュース > 第213回国会閣法第47号 附帯決議

民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 施行後の本法の運用状況について公表するとともに、諸外国における子の養育に関する法制の動向等も踏まえ、本法による改正後の家族法制による子の利益の確保の状況、親権者の指定等における父母の真意の反映の程度、DVや児童虐待等を防止して親子の安全・安心を確保するものとなっているか等について不断に検証し、必要に応じて法改正を含むさらなる制度の見直しについて検討を行うこと。
- 二 子の権利利益を保護するための父母の責務の明確化等の本法の趣旨及びその内容について、国民、関係府省庁はもとより、児童扶養手当等の事務を行う地方公共団体及び共同親権の導入により大きく影響を受ける関係機関等に正確に伝わるよう、周知広報の徹底に努めること。特に、親権の単独行使の対象となる民法第八百二十四条の二各項の「急迫の事情」、「監護及び教育に関する日常の行為」、「特定の事項」及び第七百六十六条第一項の「子の監護の分掌」等の概念については、その意義及び具体的な類型等をガイドライン等により明らかにすること。
- 三 子の利益の確保の観点から、本法による改正後の家族法制による子の養育に関する事項の決定の場面において子自身の意見が適切に反映されるよう、専門家による聞き取り等の必要な体制の整備、弁護士による子の手続代理人を積極的に活用するための環境整備のほか、子が自ら相談したりサポートが受けられる相談支援の在り方について、関係府省庁を構成員とする検討会において検討を行うこと。
- 四 父母の別居や離婚に伴う子の養育をめぐる事件の審理に関し、特に子の権利利益を保護する観点に留意し、子の監護の安全や安心への配慮のほか、当事者の意見を適切に聴取しこれを尊重することを含め適切な審理運営がされるよう必要な研修その他の取組を行うこと。
- 五 離婚後の養育費の受給や親子交流等が適切に実施されるよう、我が国における実状調査のほか、諸外国における運用状況に関する調査研究等を踏まえ、養育費・婚姻費用について裁判実務で用いられている標準算定表を参照して決められる額が適正なものとなるための配慮等を含め、国自らによる取組の在り方に加え、民間の支援団体や地方公共団体の取組等への支援の在り方について検討を行うこと。また、調査研究に当たっては、公的機関による養育費の立替払い制度など、養育費の履行確保のさらなる強化について検討を深めること。
- 六 父母による子の養育が互いの人格の尊重及び協力関係のもとで適切に進められるよう、離婚前後の子の養育に関する講座の受講や共同養育計画の作成を促進するための事業に対する支援、ADRの利便性の向上など、関係府省庁及び地方公共団体等と連携して必要な施策の検討を図ること。
- 七 改正法により家庭裁判所の業務負担の増大及びDV・虐待のある事案への対応を含む多様な問題に対する判断が求められることに伴い、家事事件を担当する裁判官、家事調停官、家庭裁判所調査官等の裁判所職員の増員及び専門性の向上、調停室や児童室等の物的環境の充実、オンラインによる申立てやウェブ会議の利用の拡大等による裁判手続の利便性の向上、子が安心して意見陳述を行うことができる環境の整備など、必要な人的・物的な体制の整備に努めること。
- 八 司法手続における利用者負担の軽減を図るため、法テラスによる民事法律扶助、DV等被害者法律相談援助や地方公共団体における支援事業など、関係機関との連携を一層強化し、必要な施策の充実に努めること。
- 九 DV及び児童虐待が身体的な暴力に限られないことに留意し、DVや児童虐待の防止に向けて、被害者支援の一環としての加害者プログラムの実施の推進を図ることを含め、関係機関と連携して被害者の保護・支援策を適切に措置すること。また、居住地や勤務先・通学先等が加害者に明らかになること等によるDV被害や虐待の継続、SNSなどインターネット上の誹謗中傷や誹謗等の新たな被害の発生を回避するための措置を検討すること。
- 十 親権者の指定や親子交流等が子の利益のため適切に行われるようにするため、DV及び児童虐待の被害又はそれらのおそれの有無についての認定が適切に行われるよう、必要な研修その他の取組を行うこと。また、父母が互いの親子交流を尊重し、これを妨げる行為を防止する措置等について検討すること。

十一 本法の下で新たな家族法制が円滑に施行され、子の利益を確保するための措置が適切に講じられるよう、関係府省庁等が連携して必要な施策を実施するための体制整備を進めること。また、本法の施行に伴い、税制、社会保障制度、社会福祉制度等への影響がある場合には、子に不利益が生じることはないかという観点に留意して、必要に応じ関係府省庁が連携して対応を行うこと。

十二 改正法が国民生活へ多大な影響を与えることに鑑み、本法の施行に先立って、子の利益の確保を図るために必要な運用開始に向けた適切な準備を丁寧に進めること。

[ホームページについて](#) [Webアクセシビリティ](#) [リンク・著作権等について](#) [お問い合わせ](#)

衆議院

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1

電話（代表）03-3581-5111

案内図

Copyright © Shugiin All Rights Reserved.

2024年（令和6年）11月5日

東京高等裁判所
総務課庶務係 御中

関東弁護士会連合会（担当事務局：XXXXXXXXXX）
〒100-0013
千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 14 階
TEL03-3581-3838 FAX03-3581-0223

2024年度「法曹連絡協議会」議題の御送付

平素よりお世話になっております。

2024年（令和6年）12月3日に法曹会館において開催いたします2024年度法曹連絡協議会につきまして、本年10月24日付けで議題をお届けいたしました。このたび下記のとおり議題を修正しましたので、修正後の議題をお届けいたします。直前のご送付でお手数をお掛けしてしまいまして誠に恐縮でございますが、お差し替えのうえ宜しくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

なお、事務局様用に1部同封させていただきます。

また、今回お送りいたしました議題につき、ご回答いただける先生がお決まりになられましたら、予めご教示いただきたくお願い申し上げます。

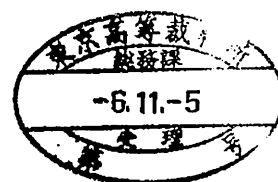
お忙しい折誠に恐縮に存じますが、何卒宜しくお願い申し上げます。

記

法曹連絡協議会議題の修正箇所

- 1 10月24日付けでお届けしました議題書の議題6を取り下げいたしました。
- 2 議題番号を振り直しいたしました。

以上



2024年度 法曹連絡協議会議題

日時：2024年12月3日（火）

場所：法曹会館2階「高砂」

議題1 （裁判所及び検察庁に対して）

裁判所及び検察庁における男女共同参画、出産・育児期間中の職員に対する支援、ハラスメント対策、すべての性の平等、等に関する具体的取り組み及びその成果と問題点、今後の課題等について、提案理由記載事項を中心にご教示いただきたい。

（関弁連男女共同参画及び性の平等推進に関する委員会提出）

【提案理由】

当連合会は、2021年9月24日に行われた第67回定期大会において、「関東弁護士会連合会において男女共同参画を推進する決議」を採択した。同決議では、下記の活動内容を実現することとしている。

- 1 当連合会及び各弁護士会における男女共同参画を推進するため、施策の取組状況について情報を共有する。
 - 2 当連合会及び各弁護士会の役員、委員会の委員及び役職者、各弁護士会から輩出する日本弁護士連合会の役員について、積極的に女性会員を登用するよう努めつつ、女性会員の役員、役職就任を容易にするための支援策やポジティブアクションの導入を検討し、日弁連、当連合会及び各弁護士会における施策・方針決定過程への女性会員の参画を拡大する。
 - 3 セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等、差別的な取扱いを防止するための施策を講ずる。
 - 4 男女共同参画推進に関する研修、啓発活動及び職務と家庭の両立支援に努める。
 - 5 各弁護士会における弁護士に占める女性割合の拡大を目指す。
- そこで、これらに関連する下記の項目についてご教示いただきたい。

第1 上記2関連

日弁連は、男女共同参画を推進するため、副会長や理事の選任についてクォータ制を導入する等の取組みを行っており、関弁連でも2022年から理事におけるクォータ制度を導入（理事を2名増員し、増員枠は女性会員から選出）するなど、具体的な取組みを進めているところである。

昨年度の法曹連絡協議会においても、本議題についてご教示いただいたところであるが、以下の点についてあらためてご教示頂きたい。

1 裁判所

裁判所において、一般職採用に占める女性の割合、一般職に占める女性の割合、裁判官採用に占める女性の割合、裁判官に占める女性の割合について、直近のデータをご教示いただきたい。

また、地方裁判所・家庭裁判所部総括判事等の重要な役割を担うと考えられる判事3号以上の判事に占める女性の割合、指定職相当以上の判事に占める女性の割合についてもご教示いただきたい。併せて、国の第5次男女共同参画基本計画を踏まえ、裁判所特定事業主行動計画において今後裁判官の各役職段階に占める女性の割合について成果目標を定めることを検討しているか否かについてご教示頂きたい。

一般職の管理職員（最高裁の課長相当職以上、及び下級裁判所の課長・最高裁判所の課長補佐相当職）についても、女性の占める割合についてご教示いただきたい。

2 検察庁

検察庁において、検事・副検事及び検察事務官それぞれについて、採用者に占める女性の割合、職員数に占める女性の割合の直近のデータをご教示いただきたい。

また、大規模地方検察庁部長職等の重要な役割を担うと考えられる検事3号以上の検事に占める女性の割合、指定職相当以上の検事に占める女性の割合についてもご教示いただきたい。

検察事務官についても、課長職相当以上等管理職に占める女性の割合についてご教示いただきたい。

併せて、国の第5次男女共同参画基本計画を踏まえ、検事及び検察事務官それぞれの、各役職段階に占める女性の割合について成果目標を定めているか、定めている場合その内容、定めていない場合今後成果目標を定めることを検討しているか否かについてご教示頂きたい。

第2 上記3 関連

関弁連及び関弁連を構成する各弁護士会においては、ハラスメント相談窓口を設置しているが、アンケート等からうかがわれる被害実態に比して相談窓口の利用は低調となっている。これまでも、裁判所及び検察庁のハラスメント防止の取り組みについてご教示いただいたところであるが、裁判所及び検察庁における以下の点についてあらためてご教示頂きたい。

各種ハラスメント全般に関する相談窓口におけるセクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントの各相談・通報件数及び処理状況等の運用状況、相談・通報があった場合の具体的な対応内容についてご教示いただきたい。

昨年度の協議会以降、ハラスメントの実態を調査するアンケートを実施したか否か、実施した場合、その結果についてもご教示頂きたい。

各種ハラスメント全般に関する相談窓口について、相談者が利用しやすくするための工夫等があればご教示いただきたい。

第3 上記4 関連

弁護士が受講を義務付けられている倫理研修において、関弁連では、セクシュアルハラスメントの問題を取り上げるようになった。裁判所及び検察庁において行っている、セクシュアルハラスメントや男女共同参画に関

する研修につき、対象者、研修内容、研修の頻度などをご教示頂きたい。
また、関弁連を構成する各単位会においても、出産・育児期間中の会員を支援する取り組みを行っているところであるが、裁判所及び検察庁における出産・育児期間中の職員を支援する取り組みがあればご教示頂きたい。

第4 上記5 関連

裁判官、検察官（検事）、弁護士に占める女性の割合は、いずれも上昇しているが、直近では、裁判官 24.3%（2022年12月現在）、検察官（検事）27.2%（2023年3月31日現在）、弁護士19.9%（2023年9月30日現在）（令和6年版男女共同参画白書）であり、また、第75期（2023年）の司法修習終了者の進路別人数に占める女性割合を見ると、終了者数総数に占める女性割合27.7%に対し、裁判官38.2%、検察官49.3%、弁護士26.4%（その他22.6%）など（弁護士白書2023年版）、裁判官や検察官における割合が増えていることも踏まえ、裁判所及び検察庁において、女性の割合を増やすための具体的な取り組みについてご教示頂きたい。

なお関弁連では、女性法曹の割合を増やす取り組みの一つとして、女子中高生及びその保護者を対象に女性法曹と交流する機会を設けるため、2024年2月17日、「来たれ、リーガル女子！～女性の弁護士・裁判官・検察官に会ってみよう！～」というシンポジウムを開催した。本年度も2025年1月11日に「女性法曹になろう！シンポジウム」と題して開催する予定である。

第5 すべての性の平等について

令和5年6月23日、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行された。

関弁連を構成する各弁護士会においても、セクシュアル・マイノリティも含めたすべての性の平等に関わる取り組みを行っているところであるが、裁判所及び検察庁における取り組みがあればご教示頂きたい。

議題2-1 （裁判所に対して）

民事裁判手続きのIT化について

民事裁判手続きのIT化の現在とこれからの展開を教えてください。

（静岡県弁護士会提案）

【提案理由】

民事裁判手続きのIT化について、現在、フェーズ2の段階にあると思いますが、現在の実施状況がどのようなものであるか、実務でどれほど利用されているかなど、全体的な感触で構わないので教えてください。

また、今後、どのようなものが展開されていくのかも教えてください。

議題2-2 （裁判所に対して）

裁判手続きにおけるIT化が進んでおり、海外に居住する当事者や証人のオンラインでの訴訟等への参加、特に証拠調べの実施を検討すべきではないか、見解をうかがいたい。

(関弁連外国人の人権救済委員会提案)

【提案理由】

社会がグローバル化しており、当事者や証人等が国内だけでなく海外に居住していることが多々ある。訴訟手続、調停手続においてIT化が進んでいるのであるから、手続きの円滑かつ迅速な進行のためにも、海外に居住する当事者や証人がオンラインで訴訟手続等に参加できることを検討すべきではないかと考えることから、見解をうかがいたい。

議題2-3 (裁判所に対して)

民事訴訟のIT化が進められている中で、日本語を母語としない市民に対して、どのような手続き案内を予定しているか状況をうかがいたい。

また、裁判手続き一般において、手続きを案内するリーフレット等の文書やウェブサイトについて、日本語以外に外国語版を追加する予定があるか、また現時点ですでに存在する外国語版がある場合はその言語、今後追加する予定がある言語がある場合にはどの言語を予定しているかうかがいたい。

(関弁連外国人の人権救済委員会提案)

【提案理由】

日本国内において、日本語以外の言語を母語とする市民が増加する中で、裁判を受ける権利を保障するためには、手続き案内においても多様な言語で対応する必要があるものである。

行政サービスにおいても、多様な言語での手続き案内が実施されるようになりつつあることから、裁判手続きにおいても多様な言語での対応が求められると考えられる。

そこで、現在の状況及び今後の予定についてうかがいたい。

議題3 (裁判所、検察庁に対して)

裁判所、検察庁において、国際人権条約に関する研修等の実施状況をうかがいたい。

(関弁連外国人の人権救済委員会提案)

【提案理由】

国連自由権規約委員会による第7回政府報告書審査において、同委員会から、規約及び国内法におけるその適用性について、裁判官、検察官、弁護士等に対して継続的に研修を行い、啓発をする努力を継続することを求めるとの勧告がなされているところである。

そこで、裁判所、検察庁において、実際に国際人権条約に関する研修等をどのように行っているのか具体的状況をうかがいたい。

議題4 (裁判所に対して)

外国籍の民事調停委員、家事調停委員、司法委員の採用についての見解を

うかがいたい。

(関弁連外国人の人権救済委員会提案)

【提案理由】

日本国籍以外の外国籍、無国籍市民が増加し、多文化共生社会の実現がうたわれている。

とりわけ、家事調停等では、背景事情となる文化等の相互理解が事件解決に資するものであり、日本国籍以外の調停委員、司法委員は必要な状況である。

過去には、日本国籍のない(中国(台湾)籍の)弁護士(大阪弁護士会会員)が民事調停委員として職務にあっていた事実が確認されており、外国籍の調停委員の選任が違法であるとか、外国籍の調停委員が担当した調停手続に違法はないことが確認されているものと認識している。

そこで、日本国籍以外の調停委員、司法委員の採用についての見解をうかがいたい。

議題5 (検察庁及び裁判所に対して)

再審無罪に対する対応について(検察庁及び裁判所に対して)

いわゆる袴田事件の再審無罪判決を受けて、えん罪・誤判防止のための取り組みについて、ご教示いただきたい。

(静岡県弁護士会提案)

【提案理由】

本年9月26日、静岡地方裁判所において、袴田事件の再審公判における判決期日があり、袴田巖さんに無罪が言い渡された。袴田さんが逮捕されてから既に58年以上、再審開始決定がなされてからも既に10年以上の歳月が経過していた。

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つであり、個人の尊厳を究極の価値とする日本国憲法のもとでは、えん罪被害はあってはならないものである。

司法に携わる以上、えん罪・誤判の原因を究明し、二度とこのようなえん罪被害を生じさせないようにすることが、司法に対する信頼を回復する数少ない手段と考える。そのため、えん罪・誤判が生じた原因を究明するため、捜査機関はもとより、裁判所を含めた関係機関からの独立性が保障され、十分な権限が与えられた公的な第三者機関によって検証を行うべきものと思料するが、検察庁及び裁判所の自浄作用によって司法の信頼を回復していくことも必要と考える。

そのため、検察庁及び裁判所において、二度このような悲劇を生まないために、えん罪・誤判の原因究明のための取り組みを行う意向があるのか、行うとしてどのような取り組みを行っていくつもりか、またその取り組んだ結果を国民に公表する意向があるのかをお教えいただきたい。

議題6 (検察庁に対して)

一審が東京以外の地方裁判所で行われた刑事事件で被害者参加制度が利用されていた事件について、控訴審でも被害者参加制度が利用される場合、東京高等検察庁の担当検察官は、被害者参加人や被害者参加弁護士との打合せをどのように行っているか、Zoom等のオンライン会議を利用して行う

ことはあるかをご教示いただきたい。

(群馬弁護士会提案)

【提案理由】

東京高等裁判所に係属する刑事訴訟の控訴審においては、国選弁護人は特別な事情がない限り東京三会の会員から選任されるが、国選被害者参加弁護士については、一審で担当した地方会の弁護士が比較的柔軟に選任されている印象である。

地方会の弁護士は、刑事訴訟の控訴審を経験する機会が少ないため、国選被害者参加弁護士として控訴審に関与する際に、審理の見通しを見定めにくく、公判準備に腐心するところがある。

他方、控訴審においても、被害者参加人の心情に配慮した公判が行われる必要があり、そのためには担当検察官との打ち合わせが大切であるが、地方に住む被害者参加人が打ち合わせのために東京高等検察庁まで赴くのは負担が重い。実際には、控訴審の第1回公判当日に初めて担当検察官と面談するということが少なくない印象である。

については、控訴審に不慣れな地方会の国選被害者参加弁護士との協力関係を緊密にし、かつ、被害者参加人の心情に一層配慮した公判を行うため、東京高等検察庁の担当検察官において積極的に国選被害者参加弁護士や被害者参加人に連絡し、差し支えない内容のときはオンライン会議を用いて打ち合わせを行っていただきたい、提案する次第である。

議題7 (裁判所に対して)

破産管財人報酬について

破産管財人の報酬基準の検討状況についてお伺いしたい。

(静岡県弁護士会提案)

【提案理由】

昨今、法律事務所においても消耗品・電気代等の値上げや事務員の賃上げにより経費支出が増加し、管財業務のコストも上がっている。このような現状のもと、裁判所における破産管財人の報酬基準の検討状況についてお伺いしたい。

議題8 (検察庁に対して)

検察庁の公判書証謄写に関するFAX請求の進捗状況について

(神奈川県弁護士会提案)

【提案理由】

東京地方検察庁においては、コロナ禍の対策の一環として、検察庁の公判書証の謄写請求書に関して、FAX送信で請求をすることが可能となっている。

一方、横浜地方検察庁をはじめとする、東京高等検察庁管内のその他の地方検察庁においては、FAX請求の対応が遅れている。現在まで、検察庁に対して、謄写請求書の原本(押印のある書面)を提出するルールが残存している。そのため、現場の検察事務官らとの間で交渉が必要になることもある。

ところで、内閣府では「押印レス化」を推奨している。行政機関である検察庁においても、押印原本の提出を求めずに、FAX請求を認める東京地方検察庁の

ルールを、他の地方検察庁に対しても広めることが求められている。

当職が、先般、最高検察庁・東京高等検察庁に電話で確認したところ、各地方検察庁の謄写ルールは、独自に定めていると回答を得ている。適切に指導・監督を行い、今後のデジタル開示を見据えたルール作りに着手していただきたいと考える。

議題9 (裁判所に対して)

送達について

- 1 送達が不能であった場合の調査について、実務上、原告代理人において現地調査を求められることがある。

しかし、オートロック付きのマンションやレンタルオフィスなど、近隣と一緒に利用している者が訴訟当事者の氏名を把握していないことが多くなっていることから、実効性に乏しい面がある。また、プライバシーの保護の点に照らせば、近隣への聞き込みを求めることは、例外的な場面に限るべきであると考えるが、裁判所の見解を伺いたい。

- 2 管理会社や水道・ガス事業者に対しても、弁護士法23条の2による照会、あるいは原告代理人が直接確認をしても回答を得られないことが多い。そこで、送達に関連して、裁判所から調査囑託をした事例について、件数が分かる場合には、昨年度の実施件数及び相手方の属性についてご教示いただきたい。

また、送達が本来、職権探知主義事項であることに鑑み、上記管理会社等、居住者と契約関係にあると想定される会社に対し、調査囑託によって、居住者を明らかにするなど、積極的に活用していただけないか裁判所の見解を伺いたい。

- 3 原告代理人による居住実態把握のための実際の現地調査報告について、裁判所としてどのような調査をすれば足りると考えているのか、裁判所の見解を伺いたい。

(関弁連消費者問題対策委員会提案)

【提案理由】

1 について

送達不能における現地調査をしても、オートロック付きのマンションやレンタルオフィスなど居住・使用実態が明らかにならないことが多い。このような事例においても、調査内容として、近隣の者、あるいはレンタルオフィスを利用している他のオフィス利用者に対し、利用実態の確認を求められることがある。しかし、近隣の居住者に確認しても、そもそも隣に住む人物と交流がないことが多く、氏名を把握していることもほとんどないのが実情である。同様にレンタルオフィスも流動的な利用が多く、利用者が他の利用者のことを把握していないのが一般である。

一方で、近隣の居住者や他のレンタルオフィス利用者への聞き込みを必須とすれば、当該本来無関係な者に対し、被告に対し訴訟提起をしていること、及びその氏名・会社名を告げざるを得ないが、訴訟提起をされているという点を近隣の者や他の利用者に知られるということ自体、プライバシーの観点から望ましくな

い。

司法協会発行の「民事訴訟関係書類の送達実務の研究」においても、近隣の聞き込みはプライバシーとの関連からおのずから限界があると指摘されているところではある。むしろ上記研究が公表されて以降、より国民のプライバシーや個人情報に対する意識が強まり、反対に近隣同士の関係性の希薄化が進んでいることに照らせば、むしろ近隣への聞き込みは、功を奏しないどころか有害とも考えられる。

そこで、調査内容として、近隣への聞き込みを求める事案は、例外的な場面に限定した方が良いと考えられるが、裁判所の見解を伺いたいと考え、提案した。

2について

管理会社やガス・水道事業所などは、弁護士会照会によっても、契約者氏名を回答しないこともあるほか、同照会は手数料もかかり、弁護士会の審査を経る関係で時間を要する状況にある。

そこで、送達に関し裁判所が求める送達先情報の調査嘱託について、現状、どの程度採用されているか件数が分かる場合にはその件数及び相手先について伺いたい。また、今後送達のために、居住者と契約を締結すると考えられる事業者に対し、調査嘱託を積極的に採用していただけないか、裁判所の見解を伺いたく提案した。

3について

現地調査報告で、ガスメーターが動くことを現認したり、犬の鳴き声が室内から聞いた旨の報告をしたにもかかわらず、担当書記官から代理人弁護士に対し人が住んでいるかどうかはつきりしないから長時間にわたり二回メーター確認をしないと居住実態を認められないとの発言を受けたり、直近に訴訟当事者が賃貸借契約をしている書類を取得し提出しても追加調査を求められたなどの報告もある。

あまりに居住実態把握のための調査内容が過剰であると、原告の訴訟を受ける権利の侵害にもなりかねない。

裁判所書記官からの居住実態把握のために必要な現地調査の要求内容が過剰になっていると思われる件があるため、裁判所の見解を伺いたいと思い、提案した。

議題10 (裁判所及び検察庁に対して)

刑事事件の被害者たる原告が、住所・氏名等の秘匿制度を利用し、氏名及び住所等を秘匿したまま損害賠償請求訴訟を提起した事案において、被告とされた加害者側が、秘匿事項及び推知事項と同様の情報を、全く別個の制度である刑事確定記録の閲覧謄写を通じて入手することを試みる可能性が考えられる。こうした事態に対する裁判所及び確定記録を保管される検察庁との間の連絡体制の整備状況、今後の見通し、利用する原告側が検察庁と情報共有するに際しての留意点があればご教示願いたい。

また、刑事記録の開示を巡る準抗告が長期化した場合、民事訴訟が遅延し

て住所氏名等秘匿制度の被害者保護の趣旨に反する事態が生じるおそれもあるため、この点に関する民事訴訟の審理上の留意点や工夫等があればご教示願いたい。

(関弁連民事介入暴力対策委員会提案)

【提案理由】

住所・氏名等の秘匿制度は、令和5年2月20日施行の民訴法改正により運用が開始されているが、性質上、刑事事件の被害者が用いることが少なくない。そのため、加害者たる被告側では、民事訴訟において秘匿事項の閲覧等が制限されたとしても、別途、刑事確定記録の閲覧謄写が可能であり、その両制度の円滑な運用のためには調整する仕組みが不可欠と考えられるので、上記議題を提案した次第である。

議題11 (裁判所に対して)

不在者財産管理人及び相続財産清算人等の各種財産管理事件、破産管財人業務、並びに成年後見人等、裁判所が報酬を決定する事件につき、昨今の物価高騰等の経済情勢や消費税増税を適正に反映させた報酬額を決定していただきたい。

(埼玉弁護士会提案)

【提案理由】

特に、管理人等口座を開設する必要がある事案においては、1万円を超える口座開設手数料の支払いを求める銀行が多くなっていることも併せると、弁護士の実質的な収入は減額され続けていると言わざるを得ない。

これらの点についての裁判所の検討状況をお伺いしたい。

議題12 (裁判所に対して/民事・家事調停官(非常勤裁判官)制度の拡充について)

近時、最高裁判所から日本弁護士連合会宛に「令和7年10月以降は未実施庁における家事調停官の新規配置について積極的に考えたい」との意向が示されているところであるが、それにあたり、東京高等裁判所から何らかの要望が示されたか否かについてお伺いしたい。

また、東京高等裁判所管内の各庁の事件数の動向、事件処理状況等を踏まえ、最高裁判所に対し、東京、横浜、さいたま、千葉の各本庁の民事・家事調停官(非常勤裁判官)を増員、あるいは、さらに他の庁や本庁だけではなく支部にも民事・家事調停官(非常勤裁判官)を拡充するような要望を行うお考えがあるか。行うお考えのない場合には、その理由をお教えいただきたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提案)

【提案理由】

本出題は一昨年度にも行ったものであるが、その際に東京高等裁判所からは、どの庁にどれだけの調停官を配置するかは、民事調停官規則及び家事調停官規則第2条に基づき、最高裁判所が決定しているという旨の回答をいただいた。

東京高等裁判所においては、管内における各庁の事件数の動向や事件処理状況

等を踏まえ、各庁にどれだけの裁判官や調停官を配置する必要があるかについての情報提供を行っているものと推察するところであり、その結果、最高裁判所から日本弁護士連合会宛に令和7年10月以降は未実施庁における家事調停官の新規配置について積極的に考えたいとの意向が示されたものと推察するが、その経緯について差し支えない範囲でお答え願いたい。

また、東京高等裁判所において、事件数の動向や事件処理状況等を踏まえ、今後も最高裁判所に対し、非常勤裁判官をさらに増員し、他の庁や支部にも拡充するような要望を行うお考えがあるか（要望を行うお考えのない場合にはその理由）をお教えいただきたい。

なお、一昨年度も提案理由で指摘をしたが、最高裁判所と日本弁護士連合会の平成14年8月23日付けの弁護士任官等に関する協議会の協議の取りまとめ（以下「本件取りまとめ」という。）では、非常勤裁判官制度について、「裁判官の給源の多様化・多元化を図り、21世紀の我が国における司法を担う質の高い裁判官を安定的に確保するため、弁護士からの裁判官任官を大幅に拡大することが極めて重要である。また、それとともに、司法制度をより利用しやすく、わかりやすく、頼りがいのあるものとする必要がある。そこで、当面民事調停事件及び家事調停事件の分野に、弁護士が非常勤の形態で調停主任又は家事審判官たる裁判官と同等の立場で調停手続を主宰する制度（いわゆる非常勤裁判官制度）を創設することにより、弁護士から常勤裁判官への任官（いわゆる弁護士任官）を促進するための環境を整備するとともに、併せて調停手続をより一層充実・活性化することを目的とする。」としている。

地域司法充実の観点からも、例えば、各支部に非常勤裁判官が常駐した場合、各地域の実情を理解した非常勤裁判官により紛争解決が期待され、この制度を拡充する意義が大きいと考える。東京高等裁判所においても、最高裁判所に対し、非常勤裁判官の増員・拡充を要望していただきたいと考えている。

議題13-1 （裁判所に対して／労働審判の実施支部の拡大について）

現在、東京高等裁判所管内においては、地裁本庁以外に東京地方裁判所立川支部、静岡地方裁判所浜松支部及び長野地方裁判所松本支部での労働審判が実施されている。

- (1) 支部において労働審判事件を取り扱うかどうかの判断において、当該支部で労働審判事件を取り扱うとした場合に予想される事件数の見通しを考慮要素として挙げていただいている。

この将来の事件数の見通しを検討するうえで、東京高裁管内における本庁及び各支部において労働関係通常訴訟事件数の推移を過去5年間にわたってお教えいただきたい。

- (2) 東京高等裁判所管内の各地裁本庁・支部における過去5年間の労働審判の事件数の推移をご教示願いたい。

（関弁連地域司法充実推進委員会提案）

【提案理由】

支部において労働審判事件を取り扱うかどうかの判断において、当該支部で労働審判事件を取り扱うとした場合に予想される事件数の見通しを考慮要素とし

て挙げていただいている。

この将来の事件数の見通しを検討するうえで、行政・司法間での情報共有のあり方や裁判所間での情報共有の具体的方法について確認したく、出題に至った。

また、東京高等裁判所管内の各地裁本庁・支部における新受件数について、従前下記のとおりご回答いただいております、今後の活動の参考にいたたく、令和5年の新受件数について出題に至った。

記

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
東京	1106	1059	1136	963	805
東京 立川	112	91	74	80	43
横浜	209	247	257	236	233
横浜 川崎				1	
さいたま	169	168	157	162	130
千葉	114	119	143	119	103
水戸	49	46	50	48	54
水戸 土浦			1		
宇都宮	31	52	52	46	33
前橋	37	54	46	40	53
静岡	47	41	34	59	47
静岡 浜松	21	26	26	38	22
甲府	13	8	22	15	8
長野	10	12	17	16	10
長野 松本	17	18	16	14	24
新潟	32	23	22	25	33

※川崎支部、土浦支部の案件は、審判申立・受理後に本庁回付。

議題13-2 (裁判所に対して)

労働審判実施支部の拡大について

静岡地方裁判所沼津支部における労働審判の早期実施を要望していただきたい。

(静岡県弁護士会提案)

【提案理由】

昨年、一昨年と議題としていただきましたが、再度要望させていただきます。

静岡地方裁判所では、現在、本庁と浜松支部（県西部）において労働審判が行われていますが、沼津支部（県東部）において、労働審判は行われておりません。沼津支部部管轄地域と浜松支部管轄地域は、人口がほぼ拮抗しており、沼津支部の予想事件数についても、浜松支部と同数程度の申立てが見込まれます。

また、静岡県は県が東西に長い形状となっているのみならず、下田支部など県東部には本庁からかなり遠い地域が存在しており、県東部で労働審判を取り扱う必要性は極めて高い。

さらに、沼津支部は本庁及び浜松支部と同様、合議事件を取り扱っているのみならず、裁判員裁判実施支部でもあるため、裁判所の事件処理体制も労働審判の実施に支障はないはずである。

本庁及び浜松支部における労働審判事件の新受件数は、令和3年は97件、令和4年は69件と堅調であり、東京高裁管内の各県の人口からみたときに、相対的に多くの労働審判が提起されていると言える状況にあり、平成29年から労働審判事件の取り扱いを始めた浜松支部での運用も問題なく行われており、実績もまた堅調である。

2018年度の法曹連絡協議会において、東京高裁事務局長は、「当該支部で労働審判事件を取り扱うとした場合に予想される事件数の見通しや、地裁本庁への移動に要する時間などの利便性を基本としつつ、各庁の労働審判事件の運用状況や事件処理体制、労働審判員の安定的な確保に向けた地域的な事情も総合的に勘案して、最終的には各地方裁判所において、いわゆる支部設置規則3条1項の規定に基づく裁判官会議の議決により定められている」とし、「考慮要素を総合的に検討した結果、これまでの間、取扱庁とはされてきていなかったものと理解しております」と回答されていました。

上記「各考慮要素」について、当会においても、検討しましたが、沼津支部は、人口、面積、事業者数、従業者数等において、労働審判が実施されている本庁及び浜松支部とほぼ均等で、それらを前提とした事件数の見通しとしては、浜松支部と同程度の事件数が見込まれます。また、地裁本庁への移動に要する時間などの利便性についても、本庁まで約130キロもの移動を強いられる下田支部を抱える県東部において、県民の負担を考えると利便性の面でも速やかに沼津支部で労働審判を実施すべきものと思料いたします。さらに、すでに述べたとおり、労働審判が実施されている本庁及び浜松支部において、事件数は堅調で、問題なく運用されており、加えて、沼津支部は本庁及び浜松支部と同様合議事件を取り扱っているのみならず、裁判員裁判実施支部でもあり、裁判所の事件処理体制の面でも特段の支障はないはずです。そのうえ、県内にある日本労働組合総連合会静岡県連合会の地区協議会9つのうち3つが県東部に存在していることからしても、県東部だけが労働審判員の安定的な確保ができない事情も存在しません。

沼津支部の状況は以上のとおりであるため、速やかに沼津支部において労働審判を実施すべく、本提案をさせていただいた次第です。

議題14 (裁判所に対して/さいたま地方裁判所秩父支部等における裁判官の常駐)

東京高等裁判所管内の、さいたま地方裁判所・さいたま家庭裁判所秩父支部、前橋地方裁判所・前橋家庭裁判所沼田支部、千葉地方裁判所・千葉家庭裁判所館山支部、同佐原支部、水戸地方裁判所・水戸家庭裁判所麻生支部には裁判官が常駐していない。

以上に対する東京高等裁判所の見解は、一昨年度は概ね、最高裁判所の決定事項であること、裁判所も国の予算で運営される公的な機関であって、業務量に見合った配置をする必要があること、各非常駐支部に対する裁判官の填補の頻度は各地方・家庭裁判所において適宜決定しており、最高裁判所に

も適切に情報提供して取り組んでまいりたいという回答をいただいた。また、昨年度も概ね同旨の回答をいただいたうえで、過去の同様の出題に対する回答と同様に「各地家裁とともに引き続き各支部の事件処理状況等にきめ細かく目配りをしつつ最高裁にも適切に情報提供をしていきたいと考えております（注 下線は出題者による）」とはご回答いただくものの、それ以上の具体的な見解については、回答をいただいていない。

そこで、さらに以下のとおり質問する。

- (1) 裁判所は、支部等の裁判官の配置について、どのような見解をとっているのか、その見解を実現させるために、いつまでにどのようなことを行うと考えているのかを伺いたい（近々、裁判官の常駐・増員の予定があるか否かも含む）。
- (2) 最高裁判所が決定するにあたっては各地方・家庭裁判所からの事件処理状況等の情報提供が必要不可欠であるが、各地方・家庭裁判所からは、最高裁判所に対し、いつ、事件処理状況等のどのような具体的な内容が提供されているのか、（各地方・家庭裁判所ごとに）把握されているのであれば、伺いたい。

また、各地方・家庭裁判所は、情報提供とともに見解を述べているのか（各地方・家庭裁判所ごとに）ご存じであればそれを伺いたい。

見解を述べている場合は、（各地方・家庭裁判所ごとに）内容とその理由を伺いたい。

（関弁連地域司法充実推進委員会提案）

【提案理由】

上記各支部は、裁判官が非常駐であることから、民事家事事件を扱う一方、刑事事件を扱わなかったり（千葉地方裁判所佐原支部）、身柄の刑事事件を扱わなかったり（水戸地方裁判所麻生支部）、少年事件や執行事件を扱っていない（上記5支部）など、通常の地方裁判所・家庭裁判所の機能を果たし得ていない。

こうした事態は、裁判を受ける権利（憲法第32条）や法の下での平等（憲法第14条）を保障する日本国憲法が予定する司法の姿とはいえない。

これに関し、平成28年度の法曹連絡協議会において、常駐させていないことについて、裁判所の見解を伺ったところ、東京高等裁判所からは、概ね、最高裁判所の決定事項であること、裁判所も国の予算で運営される公的な機関であって、業務量に見合った配置をする必要があること、各非常駐支部に対する裁判官の填補の頻度は各地方・家庭裁判所において適宜決定しており、最高裁判所にも適切に情報提供して取り組んでまいりたいという回答をいただいたが、裁判所の見解については、そもそも常駐化について賛成なのか反対なのか、具体的な回答をいただいていない。

また、令和元年度の法曹連絡協議会では、静岡地方裁判所・静岡家庭裁判所掛川支部において、平成30年度から常駐の裁判官1名が執務を行う体制に変更となっており、重ねて、引き続き各支部の事件処理状況等にきめ細かく目配りしつつ、適切に最高裁判所にも情報提供していきたいと考えている旨の回答がなされている。この点について、東京高等裁判所管内の裁判官非常駐支部における昨年度以降の体制の変化など具体例（裁判官の出廷日の増加等）があれば、ご教示い

ただきたい。

また、昨年度を含めた法曹連絡協議会における東京高等裁判所の「各地家裁とともに引き続き各支部の事件処理状況等に『きめ細かく』目配りをしつつ最高裁にも適切に情報提供をしていきたいと考えております」とのご回答からすれば、各地家裁ごとに情報を収集されていると思われるところ、各地方・家庭裁判所ごとに業務量や配置も異なっているため、各地方・家庭裁判所ごとに回答をいただきたく質問したものである。

議題 15 (裁判所に対して／家庭裁判所出張所における出張事件処理について)

新潟家庭裁判所村上出張所・同南魚沼出張所・同柏崎出張所・同糸魚川出張所の各出張所、前橋家庭裁判所中之条出張所、長野家庭裁判所木曾福島出張所、同大町出張所、同飯山出張所において令和5年度及び令和6年度(集計されているところまで)の各出張事件処理が行われた件数について、(各出張所ごとに)伺いたい。

また、出張所間において、出張事件処理数に差があるようであるが、その理由について御教示いただきたい。

また、それぞれの家裁出張所に所属する家事調停委員がどの程度いるのか、それぞれの人数を、また、近隣の本庁ないしは支部に所属している調停委員がどのような協力関係にあるのかご教授ください。

(関弁連地域司法充実推進委員会提案)

【提案理由】

昨今の家事事件の増加(ことに成年後見制度利用促進法に伴う成年後見等の申立増加)において、どの家庭裁判所出張所でも調停を含めた事件処理を実施すべきと考えるところ、本年度においても、前記8つの各出張所での各出張事件処理件数を伺いたい。

また、昨年度の裁判所からの回答によると、長野家庭裁判所大町出張所の年間の出張事件処理数が2桁を優に超えていたのに対し、新潟家庭裁判所の各出張所においては年間数件程度に留まっていたことから、その理由を伺いたい。

議題 16 (裁判所に対して)

横浜地方裁判所相模原支部の合議制実現について

(神奈川県弁護士会提案)

【提案理由】

横浜地方裁判所相模原支部は全国の政令指定都市にある裁判所で唯一合議事件を取り扱っていない。相模原支部における合議事件の取り扱いはいまでも繰り返し議題としてきたが、現在、相模原支部の管内人口は約85万人、裁判官は6名、管内の法律事務所で業務を行う弁護士は約90名に達し、相模原市及び座間市も市長自ら裁判所に要望に出向くなど合議事件の取り扱いを強く求めている。

他方、裁判所も、合議体による審理の活用に積極的に取り組んでおり、これによって、多角的な観点からの検討が可能となり、①訴訟指揮や求釈明の内容が明確化され迅速な争点整理につながる、②説得的な和解案の提示により当事者の納

得が得られやすく早期に和解が成立する、③作業量の多い事件に対応することができるとの指摘がなされており、審理が難航している単独事件を早期に合議に付すことで迅速化を図っていることがうかがわれるとされている（最高裁判所の裁判迅速化検証報告書（第8回）79頁）。現に、民事第一審訴訟事件の未済事件における合議率の推移は、平成21年が7.6%だったところ、平成30年は15.3%に達しており、この間、合議事件数も増加している（同報告書32頁）。したがって、地方の本庁並みの事件数を抱える相模原支部で合議事件を取り扱わない理由はなく、一刻も早くその取り扱いを開始すべきである。

なお、昨年7月には、相模原市長、座間市長を含めた47団体が構成する協議会が発足しており、今年2月には最高裁や法務大臣に対し要望活動を実施するなど、協議会を中心とし、合議制実現に向けて熱心に活動している。

議題17 （裁判所に対して）

藤沢簡易裁判所への家庭裁判所出張所併設について

（神奈川県弁護士会提案）

【提案理由】

超高齢化社会などを背景に、家事事件は増加の一途をたどっている。また、令和6年5月には、共同親権等に関して民法等の一部を改正する法律が成立し、親権等に関する家庭裁判所への申立がさらに増加することも予想される。

神奈川県内の自治体が行っている法律相談の過去の実績を見ても、離婚や相続など、家庭に関する相談が全体の4割程度を占めている。藤沢簡裁管内の人口は約120万人に達し、今後も、管内で成年後見関係事件や相続、離婚等に関する問題が継続して発生することが見込まれる。しかし、藤沢市の中心部から横浜家裁本庁までは、公共交通機関を利用すると約50分を要し、特に自動車を利用しない市民にとっては気軽に利用できる距離ではない。

そこで、藤沢簡裁に家庭裁判所出張所を併設し、そこで成年後見関係事件の審判や離婚、相続の調停などを行えるようにし、本庁まで出向かなくても、身近な裁判所で家庭に関する問題を解決できるようにするべきである。藤沢簡裁管内（藤沢市・茅ヶ崎市・大和市・海老名市・綾瀬市・高座郡）の法律事務所で業務を行う弁護士は、令和5年9月現在、118人に達しており、当地の市民の需要に応えられる態勢は整いつつある。

また、藤沢簡裁管内の自治体である、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、綾瀬市、寒川町の各市長を含めた協議会が発足しており、昨年12月には最高裁や政府に対し要望書を提出し、現在も熱心に活動している。

議題18-1 （裁判所に対して）

千葉家庭裁判所管内の家庭裁判所（本庁・支部・出張所）における児童室の設置の有無、設置していない支部・出張所における試行的面会交流の実施方法について、ご教示いただきたい。児童室が設置されていない支部、出張所については、設置をご検討いただきたい。

（千葉県弁護士会提案）

【提案理由】

児童室は、子どもが安心、安全に試行的面会交流を実施するため、子どもの平等権・最善の利益の第一義的考慮・面会交流権・意見表明権（子どもの権利条約2条、3条、9条、12条）の保障上、必要不可欠なものである。

千葉家庭裁判所管内の支部・出張所では、児童室が存在しないところがあると思われるところ、存否についての現状を教えてください。

また、児童室が存在しない支部・出張所で試行的面会交流を実施する場合は、どのように対応しているか、ご教示いただきたい。パーティション等で区切った調停室を利用したり、本庁や他支部の児童室を利用したりしていると思われるが、紛争下にある父母がパーティション等で区切っただけの同一空間で過ごすことの危険性や子どもの安心感に懸念が生じるし、また、本庁や他支部の児童室を利用すると、平日日中に子どもが遠方の裁判所に赴かなければならず、学校の欠席や早退を強いられたり、親が時間的負担や経済的負担から試行面会を諦めてしまうこともある。

そのため、児童室を有しない支部・出張所があれば、児童室の設置をご検討いただきたい。

議題18-2 （裁判所に対して）

長野家庭裁判所飯田支部及び長野家庭裁判所大町出張所の庁舎に、子どもが調査官調査を受ける際に安心して過ごすことができ、試行的面会交流の実施に適した設備を伴う児童室（調査室・試行面会施設）を設置していただきたい。また、大町出張所のトイレを洋式化していただきたい。

（長野県弁護士会提案）

【提案理由】

試行的面会交流（以下「試行面会」と表記する。）を行うには、裁判所内に児童室等の試行面会施設が必須である。しかし、長野家庭裁判所飯田支部及び長野家庭裁判所大町出張所の庁舎には、児童室（調査室・試行面会施設）がない。

現在、飯田支部における試行面会は、1部屋をパーティションで区切り、子どもと別居親が面会している様子をパーティション越しに同居親や家裁調査官等が観察する形式がとられている。しかし、この方法では、子どもは同居親の目を気にして、自然な雰囲気での面会することが難しい。また、パーティションで区切られているとはいえ、離婚調停中の当事者双方が同じ部屋にいること自体、当事者にとっては心理的抵抗があり、そのために試行面会に応じないケースもある。県内の家裁本庁及び6つの支部の中で、ワンウェイミラーも映像音響機器もないのは、飯田支部だけである。

また、大町出張所は、受付出張所であるにも拘わらず出張調停の実施件数が例年100件を超え、全国20の受付出張所中でも群を抜いて多い状況である。大町出張所の対象区域である大北地域（大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村）に暮らす子どもの試行面会は、松本支部庁舎で行なわれることが多いが、大北地域は、面積が約1109.5km²と広大で、交通不便な山間部も多く、冬季の積雪も多い。このような地域に暮らす子どもについて、松本支部庁舎まで赴かなければ裁判所での試行面会ができない現状は、ただでさえ両親の離婚問題等で心を痛める中さらなる心理的負担を強いる上、移動時間の関係で学校を休んだり早退

しなければならず、当事者が時間的・経済的負担から試行面会を断念することにも繋がりかねない。

飯田支部及び大町出張所ともに、大規模な工事を要せずとも既存の調停室等の2部屋をビデオリンクで繋ぐなどして児童室（調査室・試行面会施設）を設置できる状況にあり、早期に設置していただきたい。

また、大町出張所庁舎のトイレは、車椅子利用者用トイレ以外は全て和式であるが、高齢化、バリアフリー化、一般家庭における洋式トイレの普及、減災等の観点から、洋式化すべきである。

議題19 （裁判所に対して）

長野家庭裁判所佐久支部に、直ちに常駐の家庭裁判所調査官を配置して頂きたい。そのうえで、同支部において少年審判を取り扱うことを最高裁判所に要望していただきたい。

（長野県弁護士会提案）

【提案理由】

佐久支部の管内人口は、長野県内6支部の中で3番目に多い状況にあり、家事事件数も3番目に多い状況にありながら、常駐の家裁調査官は0名である（長野本庁6名、松本支部5名、上田支部5名、伊那支部2名、飯田支部2名、諏訪支部1名）。また、佐久地域の少年事件が相当数あるにもかかわらず、県内支部で唯一、少年審判の取扱いもない。佐久支部管内の社会状況として、直近に公表された令和5年中の長野県の年間人口増減では、佐久支部管内で1169人の人口社会増を記録している。直近だけでなく過去10年に遡ってみても長野県内で最も人口が維持されている地域である。特に、佐久平駅周辺地域の高齢化率は令和5年が17.6%であり、長野県平均32.5%・全国平均29%に比べて非常に低い状況となっている。将来的にみても、子どもに関係する家事事件、少年事件が継続して発生する可能性が非常に高い地域といえる。

現状、家裁調査官は上田支部からの填補、少年事件は上田支部にて取扱いがなされているが、最高裁との面談では、上田支部と佐久支部との交通の便が良いと判断されているようである。しかし、佐久地域在住の者にとって上田支部庁舎までの交通機関の便は、決して良いとはいえない。佐久支部庁舎は、佐久支部管内の中では上田に近い最北部に位置するため、両庁舎の位置関係のみを判断要素にすべきではないが、ひとまず両庁舎間を前提に鉄道利用を考えてみると、たしかに北陸新幹線の佐久平駅・上田駅間の新幹線乗車時間は10分程度ではあるが、佐久支部庁舎から佐久平駅まで徒歩約15分、上田駅から上田支部まで徒歩約20分を要し、新幹線を利用しても都合1時間程度は要する。高額の新幹線料金も負担することになるため、佐久地域の住民が上田支部庁舎に赴くのに新幹線を使用するという方は通常いない。また、填補される調査官等は、在来線を利用して上田支部庁舎から佐久支部庁舎まで移動していると思われるが、徒歩・電車（乗り換えあり）・バス（ないし徒歩）で、1時間30分程度かかる。他方、自動車移動で考えても両庁舎間は高速道路利用で40分、一般道利用で50分から1時間程度を要する。

このように、上田寄りの佐久地域最北部に位置する佐久支部庁舎で見ても交通

の便が良いとはいえず、まして、南佐久郡の6町村から上田支部庁舎まで鉄道利用で考えると、在来線利用で自宅から上田支部庁舎まで2時間から3時間程度を要する住民が大半という状況である。自動車移動で考えても、南佐久地域の川上村役場から上田支部庁舎までは一般道利用で約80kmあり2時間程度を要し、高速道路を利用しても約1時間30分以上を要し、交通の便が良いとはいえない。

このような佐久地域の実情を具体的にご判断いただき、改善をお願いしたい。

議題20 (検察庁に対して)

長野地方検察庁佐久支部に、常駐の正検事を配置していただくよう、上級庁に積極的に要望していただきたい。

(長野県弁護士会提案)

【提案理由】

長野県警本部刑事部捜査支援分析課による令和3年及び令和4年犯罪統計書長野県の犯罪(以下それぞれ「令和3年犯罪統計」「令和4年犯罪統計」と表記する)に基づき算出した上記各管轄地域の刑法犯認知件数及び特別法犯取締件数について、長野地方検察庁佐久支部は、長野県内6支部の中で3番目に多い状況にある。副検事しか配置されていない県内支部(佐久支部・諏訪支部・伊那支部)の中では突出して多く、正検事が配置されている飯田支部を毎年大幅に上回っている状況である。

特に、令和3年犯罪統計及び令和4年犯罪統計によれば、両年とも、佐久支部管内の軽井沢警察署は人口1000人当たりの刑法犯犯罪率が長野県内で唯一「5件以上」を示している。佐久支部管内全体で見ても同数値は3.6件であって、この数値は正検事非常駐支部の中では突出している。また、刑法犯認知件数は令和4年犯罪統計において前年比132%を記録しており、全国平均106%、全県平均111%を大きく上回っている。

佐久支部管内において、令和3年の死傷被害者数は支部の中では松本支部に次いで2番目に多く、令和4年のそれも支部の中で松本支部・上田支部に次いで3番目に多い状況となっている。外国人事件も非常に多く、令和3年犯罪統計では入国管理法違反の取締件数が本庁をも超え、令和4年犯罪統計で見ても、長野県内支部の中では最も多い取締件数を記録している。さらに、佐久支部管内は薬物事件も多く、令和3年犯罪統計では本庁管内の取締件数を上回っており、令和4年犯罪統計でも松本支部に次いで多い件数を記録している。長野本庁や松本支部の管内人口が佐久支部管内人口の約2.5倍もあることからすれば、人口当たりの発生率の高さは深刻である。

佐久支部の事件は、上田支部の支部長検事がいわば兼務して取り扱っているが、上田支部の事件数も決して少ない訳ではなく、上田支部と佐久支部の双方の事件について一人の正検事に対応することは過度な負担といえる。幸いにも、佐久支部庁舎内には既に支部長室が存在し、施設改修等のために多額の予算を要さずとも、副検事の配置を維持したまま正検事を配置することが可能である。

なお、平成28年度以降に正検事が配置されることとなった支部は全国で10支部あるが、佐久支部はそのいずれの支部よりも刑事第一審新受事件数が圧倒的に多い。

佐久地域の治安維持及び速やかで適正な刑事事件処理の実現のため、長野地検佐久支部に直ちに正検事の配置をしていただきたい。

議題21 (裁判所に対して)

新潟家庭裁判所村上出張所、同柏崎出張所、同南魚沼出張所、同糸魚川出張所の各出張所において、2023年度及び2024年度(集計されているところまで)の出張事件処理が行われた件数(そのうち何件に手続代理人がいたのかも含む)について、出張所ごとに伺いたい(質問①)。

また、各出張所に対して、口頭または書面で出張事件処理を希望する申し出がなされた件数(そのうち何件に手続代理人がいたのかも含む)(質問②)、出張事件処理を希望しても実施に至らなかった場合どのような理由で実施に至らなかったのか(質問③)について伺いたい。

加えて、各出張所の今後の活用について、具体的な方策を伺いたい(質問④)。

(新潟県弁護士会提案)

【提案理由】

昨今の家事事件の増加状況において、家庭裁判所出張所でも積極的に出張事件処理を実施すべきと考えるところ、新潟家庭裁判所の各出張所においてどの程度出張事件処理が実施されたのか、また出張事件処理がなされた場合の手続代理人の有無を確認するため、各出張所における出張事件処理数(手続代理人の有無を含む)を伺いたい。

また、昨年のお返答によれば、出張所管内に在住の方が事件の申立てに関する相談等で来庁した際には、手続案内の中で来庁者の意向等に応じて出張事件処理等について案内するとともに、来庁者が出張事件処理の実施を希望する場合には、口頭または書面で申し出て頂くよう説明しているとのことであった。そこで、各出張所において出張事件処理を希望された件数はどの程度であったのか、出張事件処理を希望しても実施に至らなかった場合にどのような理由で実施に至らなかったのかについて確認をさせて頂きたい。

さらに、各出張所における出張事件処理数が低調に推移しているなか、今後、各出張所をどのように活発に活用していくのかという点について伺いたい。

議題22 (裁判所に対して)

家裁出張所における調停期日を増やしていただきたい。

(関弁連弁護士偏在問題対策委員会提案)

【提案理由】

裁判手続のIT化が推進され、家庭裁判所出張所においてもWebex等を利用した調停が開かれるようになってきている。本来は、家裁出張所にも裁判官を常駐させ実質的な事件処理を日常的に行うべきであるが、現状、殆どの家裁出張所には裁判官が常駐しておらず、開廷日が限られることから、調停期日が3か月以上も先になってしまう事件も散見される。また、そもそも出張調停自体が全く行われず、受付しか行わない家裁出張所も少なくない。当事者や調停委員、裁判官が実地で対面して協議等することが紛争解決に資することはもちろんである

が、他方で、期日の間隔が空きすぎてしまうことや身近な裁判所で対応してもらえないことは当事者の手続保障上問題があると言わざるを得ない。

そこで、家裁出張所への裁判官常駐ないし在庁日増大を実現するまでの過渡的措置として、裁判官が家裁出張所に在庁しない状態であっても、裁判官がWebex等を活用して評議等に対応する方法により、調停期日を開くことができないか、ご検討いただきたい。

2024年度 法曹連絡協議会

次 第	1 頁
議 題	2 頁
出席者名簿	22 頁
懇親会次第	25 頁

〔日 時〕 2024年12月3日（火）午後3時から
〔場 所〕 法曹会館2階「高砂」

関東弁護士会連合会

2024年度 法曹連絡協議会 次第

日 時 2024年12月3日(火) 午後3時から

場 所 法曹会館2階「高砂」

開会の辞 関東弁護士会連合会 副理事長 村 林 俊 行

挨拶 関東弁護士会連合会 理 事 長 菅 沼 友 子

協 議 別紙議題のとおり

(進 行) 関東弁護士会連合会 副理事長 村 林 俊 行

閉会の辞 関東弁護士会連合会 常務理事 大 塚 信 雄
(埼玉弁護士会会長)

2024年度 法曹連絡協議会議題

日時：2024年12月3日（火）

場所：法曹会館2階「高砂」

議題1 （裁判所及び検察庁に対して）

裁判所及び検察庁における男女共同参画、出産・育児期間中の職員に対する支援、ハラスメント対策、すべての性の平等、等に関する具体的取り組み及びその成果と問題点、今後の課題等について、提案理由記載事項を中心に
ご教示いただきたい。

（関弁連男女共同参画及び性の平等推進に関する委員会提出）

【提案理由】

当連合会は、2021年9月24日に行われた第67回定期大会において、「関東弁護士会連合会において男女共同参画を推進する決議」を採択した。同決議では、下記の活動内容を実現することとしている。

- 1 当連合会及び各弁護士会における男女共同参画を推進するため、施策の取組状況について情報を共有する。
 - 2 当連合会及び各弁護士会の役員、委員会の委員及び役職者、各弁護士会から輩出する日本弁護士連合会の役員について、積極的に女性会員を登用するよう努めつつ、女性会員の役員、役職就任を容易にするための支援策やポジティブアクションの導入を検討し、日弁連、当連合会及び各弁護士会における施策・方針決定過程への女性会員の参画を拡大する。
 - 3 セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等、差別的な取扱いを防止するための施策を講ずる。
 - 4 男女共同参画推進に関する研修、啓発活動及び職務と家庭の両立支援に努める。
 - 5 各弁護士会における弁護士に占める女性割合の拡大を目指す。
- そこで、これらに関連する下記の項目についてご教示いただきたい。

第1 上記2 関連

日弁連は、男女共同参画を推進するため、副会長や理事の選任についてクォータ制を導入する等の取組みを行っており、関弁連でも2022年から理事におけるクォータ制度を導入（理事を2名増員し、増員枠は女性会員から選出）するなど、具体的な取組みを進めているところである。

昨年度の法曹連絡協議会においても、本議題についてご教示いただいたところであるが、以下の点についてあらためてご教示頂きたい。

1 裁判所

裁判所において、一般職採用に占める女性の割合、一般職に占める女性の割合、裁判官採用に占める女性の割合、裁判官に占める女性の割合について、直近のデータをご教示いただきたい。

また、地方裁判所・家庭裁判所部総括判事等の重要な役割を担うと考えられる判事3号以上の判事に占める女性の割合、指定職相当以上の判事に占める女性の割合についてもご教示いただきたい。併せて、国の第5次男女共同参画基本計画を踏まえ、裁判所特定事業主行動計画において今後裁判官の各役職段階に占める女性の割合について成果目標を定めることを検討しているか否かについてご教示頂きたい。

一般職の管理職員（最高裁の課長相当職以上、及び下級裁判所の課長・最高裁判所の課長補佐相当職）についても、女性の占める割合についてご教示いただきたい。

2 検察庁

検察庁において、検事・副検事及び検察事務官それぞれについて、採用者に占める女性の割合、職員数に占める女性の割合の直近のデータをご教示いただきたい。

また、大規模地方検察庁部長職等の重要な役割を担うと考えられる検事3号以上の検事に占める女性の割合、指定職相当以上の検事に占める女性の割合についてもご教示いただきたい。

検察事務官についても、課長職相当以上等管理職に占める女性の割合についてご教示いただきたい。

併せて、国の第5次男女共同参画基本計画を踏まえ、検事及び検察事務官それぞれの、各役職段階に占める女性の割合について成果目標を定めているか、定めている場合その内容、定めていない場合今後成果目標を定めることを検討しているか否かについてご教示頂きたい。

第2 上記3 関連

関弁連及び関弁連を構成する各弁護士会においては、ハラスメント相談窓口を設置しているが、アンケート等からうかがわれる被害実態に比して相談窓口の利用は低調となっている。これまでも、裁判所及び検察庁のハラスメント防止の取り組みについてご教示いただいたところであるが、裁判所及び検察庁における以下の点についてあらためてご教示頂きたい。

各種ハラスメント全般に関する相談窓口におけるセクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントの各相談・通報件数及び処理状況等の運用状況、相談・通報があった場合の具体的な対応内容についてご教示いただきたい。

昨年度の協議会以降、ハラスメントの実態を調査するアンケートを実施したか否か、実施した場合、その結果についてもご教示頂きたい。

各種ハラスメント全般に関する相談窓口について、相談者が利用しやすくするための工夫等があればご教示いただきたい。

第3 上記4 関連

弁護士が受講を義務付けられている倫理研修において、関弁連では、セクシュアルハラスメントの問題を取り上げるようになった。裁判所及び検察庁において行っている、セクシュアルハラスメントや男女共同参画に関

する研修につき、対象者、研修内容、研修の頻度などをご教示頂きたい。
また、関弁連を構成する各単位会においても、出産・育児期間中の会員を支援する取り組みを行っているところであるが、裁判所及び検察庁における出産・育児期間中の職員を支援する取り組みがあればご教示頂きたい。

第4 上記5 関連

裁判官、検察官（検事）、弁護士に占める女性の割合は、いずれも上昇しているが、直近では、裁判官 24.3%（2022年12月現在）、検察官（検事）27.2%（2023年3月31日現在）、弁護士19.9%（2023年9月30日現在）（令和6年版男女共同参画白書）であり、また、第75期（2023年）の司法修習終了者の進路別人数に占める女性割合を見ると、終了者数総数に占める女性割合27.7%に対し、裁判官38.2%、検察官49.3%、弁護士26.4%（その他22.6%）など（弁護士白書2023年版）、裁判官や検察官における割合が増えていることも踏まえ、裁判所及び検察庁において、女性の割合を増やすための具体的な取り組みについてご教示頂きたい。

なお関弁連では、女性法曹の割合を増やす取組みの一つとして、女子中高生及びその保護者を対象に女性法曹と交流する機会を設けるため、2024年2月17日、「来たれ、リーガル女子！～女性の弁護士・裁判官・検察官に会ってみよう！～」というシンポジウムを開催した。本年度も2025年1月11日に「女性法曹になろう！シンポジウム」と題して開催する予定である。

第5 すべての性の平等について

令和5年6月23日、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行された。

関弁連を構成する各弁護士会においても、セクシュアル・マイノリティも含めたすべての性の平等に関わる取り組みを行っているところであるが、裁判所及び検察庁における取り組みがあればご教示頂きたい。

議題2-1 （裁判所に対して）

民事裁判手続きのIT化について

民事裁判手続きのIT化の現在とこれからの展開を教えてください。
（静岡県弁護士会提案）

【提案理由】

民事裁判手続きのIT化について、現在、フェーズ2の段階にあると思いますが、現在の実施状況がどのようなものであるか、実務でどれほど利用されているかなど、全体的な感触で構わないので教えてください。

また、今後、どのようなものが展開されていくのかも教えてください。

議題2-2 （裁判所に対して）

裁判手続きにおけるIT化が進んでおり、海外に居住する当事者や証人のオンラインでの訴訟等への参加、特に証拠調べの実施を検討すべきではないか、見解をうかがいたい。

(関弁連外国人の人権救済委員会提案)

【提案理由】

社会がグローバル化しており、当事者や証人等が国内だけでなく海外に居住していることが多々ある。訴訟手続、調停手続においてIT化が進んでいるのであるから、手続きの円滑かつ迅速な進行のためにも、海外に居住する当事者や証人がオンラインで訴訟手続等に参加できることを検討すべきではないかと考えることから、見解をうかがいたい。

議題2-3 (裁判所に対して)

民事訴訟のIT化が進められている中で、日本語を母語としない市民に対して、どのような手続き案内を予定しているか状況をうかがいたい。

また、裁判手続き一般において、手続きを案内するリーフレット等の文書やウェブサイトについて、日本語以外に外国語版を追加する予定があるか、また現時点ですでに存在する外国語版がある場合はその言語、今後追加する予定がある言語がある場合にはどの言語を予定しているかをうかがいたい。

(関弁連外国人の人権救済委員会提案)

【提案理由】

日本国内において、日本語以外の言語を母語とする市民が増加する中で、裁判を受ける権利を保障するためには、手続き案内においても多様な言語で対応する必要があるものである。

行政サービスにおいても、多様な言語での手続き案内が実施されるようになりつつあることから、裁判手続きにおいても多様な言語での対応が求められると考えられる。

そこで、現在の状況及び今後の予定についてうかがいたい。

議題3 (裁判所、検察庁に対して)

裁判所、検察庁において、国際人権条約に関する研修等の実施状況をうかがいたい。

(関弁連外国人の人権救済委員会提案)

【提案理由】

国連自由権規約委員会による第7回政府報告書審査において、同委員会から、規約及び国内法におけるその適用性について、裁判官、検察官、弁護士等に対して継続的に研修を行い、啓発をする努力を継続することを求めるとの勧告がなされているところである。

そこで、裁判所、検察庁において、実際に国際人権条約に関する研修等をどのように行っているのか具体的状況をうかがいたい。

議題4 (裁判所に対して)

外国籍の民事調停委員、家事調停委員、司法委員の採用についての見解を

うかがいたい。

(関弁連外国人の人権救済委員会提案)

【提案理由】

日本国籍以外の外国籍、無国籍市民が増加し、多文化共生社会の実現がうたわれている。

とりわけ、家事調停等では、背景事情となる文化等の相互理解が事件解決に資するものであり、日本国籍以外の調停委員、司法委員は必要な状況である。

過去には、日本国籍のない(中国(台湾)籍の)弁護士(大阪弁護士会会員)が民事調停委員として職務にあっていた事実が確認されており、外国籍の調停委員の選任が違法であるとか、外国籍の調停委員が担当した調停手続に違法はないことが確認されているものと認識している。

そこで、日本国籍以外の調停委員、司法委員の採用についての見解をうかがいたい。

議題5 (検察庁及び裁判所に対して)

再審無罪に対する対応について

いわゆる袴田事件の再審無罪判決を受けて、えん罪・誤判防止のための取り組みについて、ご教示いただきたい。

(静岡県弁護士会提案)

【提案理由】

本年9月26日、静岡地方裁判所において、袴田事件の再審公判における判決期日があり、袴田巖さんに無罪が言い渡された。袴田さんが逮捕されてから既に58年以上、再審開始決定がなされてからも既に10年以上の歳月が経過していた。

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つであり、個人の尊厳を究極の価値とする日本国憲法のもとでは、えん罪被害はあってはならないものである。

司法に携わる以上、えん罪・誤判の原因を究明し、二度とこのようなえん罪被害を生じさせないようにすることが、司法に対する信頼を回復する数少ない手段と考える。そのため、えん罪・誤判が生じた原因を究明するため、捜査機関はもとより、裁判所を含めた関係機関からの独立性が保障され、十分な権限が与えられた公的な第三者機関によって検証を行うべきものと思料するが、検察庁及び裁判所の自浄作用によって司法の信頼を回復していくことも必要と考える。

そのため、検察庁及び裁判所において、二度このような悲劇を生まないために、えん罪・誤判の原因究明のための取り組みを行う意向があるのか、行うとしてどのような取り組みを行っていくつもりか、またその取り組んだ結果を国民に公表する意向があるのかをお教えいただきたい。

議題6 (検察庁に対して)

一審が東京以外の地方裁判所で行われた刑事事件で被害者参加制度が利用されていた事件について、控訴審でも被害者参加制度が利用される場合、東京高等検察庁の担当検察官は、被害者参加人や被害者参加弁護士との打合せをどのように行っているか、Zoom等のオンライン会議を利用して行う

ことはあるかをご教示いただきたい。

(群馬弁護士会提案)

【提案理由】

東京高等裁判所に係属する刑事訴訟の控訴審においては、国選弁護人は特別な事情がない限り東京三会の会員から選任されるが、国選被害者参加弁護士については、一審で担当した地方会の弁護士が比較的柔軟に選任されている印象である。

地方会の弁護士は、刑事訴訟の控訴審を経験する機会が少ないため、国選被害者参加弁護士として控訴審に関与する際に、審理の見通しを見定めにくく、公判準備に腐心するところがある。

他方、控訴審においても、被害者参加人の心情に配慮した公判が行われる必要があり、そのためには担当検察官との打ち合わせが大切であるが、地方に住む被害者参加人が打ち合わせのために東京高等検察庁まで赴くのは負担が重い。実際には、控訴審の第1回公判当日に初めて担当検察官と面談するということが少なくない印象である。

については、控訴審に不慣れな地方会の国選被害者参加弁護士との協力関係を緊密にし、かつ、被害者参加人の心情に一層配慮した公判を行うため、東京高等検察庁の担当検察官において積極的に国選被害者参加弁護士や被害者参加人に連絡し、差し支えない内容のときはオンライン会議を用いて打ち合わせを行っていただきたく、提案する次第である。

議題7 (裁判所に対して)

破産管財人報酬について

破産管財人の報酬基準の検討状況についてお伺いしたい。

(静岡県弁護士会提案)

【提案理由】

昨今、法律事務所においても消耗品・電気代等の値上げや事務員の賃上げにより経費支出が増加し、管財業務のコストも上がっている。このような現状のもと、裁判所における破産管財人の報酬基準の検討状況についてお伺いしたい。

議題8 (検察庁に対して)

検察庁の公判書証謄写に関するFAX請求の進捗状況について

(神奈川県弁護士会提案)

【提案理由】

東京地方検察庁においては、コロナ禍の対策の一環として、検察庁の公判書証の謄写請求書に関して、FAX送信で請求をすることが可能となっている。

一方、横浜地方検察庁をはじめとする、東京高等検察庁管内のその他の地方検察庁においては、FAX請求の対応が遅れている。現在まで、検察庁に対して、謄写請求書の原本(押印のある書面)を提出するルールが残存している。そのため、現場の検察事務官らとの間で交渉が必要になることもある。

ところで、内閣府では「押印レス化」を推奨している。行政機関である検察庁においても、押印原本の提出を求めずに、FAX請求を認める東京地方検察庁の

ルールを、他の地方検察庁に対しても広めることが求められている。

当職が、先般、最高検察庁・東京高等検察庁に電話で確認したところ、各地方検察庁の謄写ルールは、独自に定めていると回答を得ている。適切に指導・監督を行い、今後のデジタル開示を見据えたルール作りに着手していただきたいと考える。

議題9 (裁判所に対して)

送達について

- 1 送達が不能であった場合の調査について、実務上、原告代理人において現地調査を求められることがある。

しかし、オートロック付きのマンションやレンタルオフィスなど、近隣と一緒に利用している者が訴訟当事者の氏名を把握していないことが多くなっていることから、実効性に乏しい面がある。また、プライバシーの保護の点に照らせば、近隣への聞き込みを求めることは、例外的な場面に限るべきであると考えるが、裁判所の見解を伺いたい。

- 2 管理会社や水道・ガス事業者に対しても、弁護士法23条の2による照会、あるいは原告代理人が直接確認をしても回答を得られないことが多い。そこで、送達に関連して、裁判所から調査囑託をした事例について、件数が分かる場合には、昨年度の実施件数及び相手方の属性についてご教示いただきたい。

また、送達が本来、職権探知主義事項であることに鑑み、上記管理会社等、居住者と契約関係にあると想定される会社に対し、調査囑託によって、居住者を明らかにするなど、積極的に活用していただけないか裁判所の見解を伺いたい。

- 3 原告代理人による居住実態把握のための実際の現地調査報告について、裁判所としてどのような調査をすれば足りると考えているのか、裁判所の見解を伺いたい。

(関弁連消費者問題対策委員会提案)

【提案理由】

1 について

送達不能における現地調査をしても、オートロック付きのマンションやレンタルオフィスなど居住・使用実態が明らかにならないことが多い。このような事例においても、調査内容として、近隣の者、あるいはレンタルオフィスを利用している他のオフィス利用者に対し、利用実態の確認を求められることがある。しかし、近隣の居住者に確認しても、そもそも隣に住む人物と交流がないことが多く、氏名を把握していることもほとんどないのが実情である。同様にレンタルオフィスも流動的な利用が多く、利用者が他の利用者のことを把握していないのが一般である。

一方で、近隣の居住者や他のレンタルオフィス利用者への聞き込みを必須とすれば、当該本来無関係な者に対し、被告に対し訴訟提起をしていること、及びその氏名・会社名を告げざるを得ないが、訴訟提起をされているという点を近隣の者や他の利用者に知られるということ自体、プライバシーの観点から望ましくな

い。

司法協会発行の「民事訴訟関係書類の送達実務の研究」においても、近隣の聞き込みはプライバシーとの関連からおのずから限界があると指摘されているところではある。むしろ上記研究が公表されて以降、より国民のプライバシーや個人情報に対する意識が強まり、反対に近隣同士の関係性の希薄化が進んでいることに照らせば、むしろ近隣への聞き込みは、功を奏しないどころか有害とも考えられる。

そこで、調査内容として、近隣への聞き込みを求める事案は、例外的な場面に限定した方が良いと考えられるが、裁判所の見解を伺いたいと考え、提案した。

2について

管理会社やガス・水道事業所などは、弁護士会照会によっても、契約者氏名を回答しないこともあるほか、同照会は手数料もかかり、弁護士会の審査を経る関係で時間を要する状況にある。

そこで、送達に関し裁判所が求める送達先情報の調査嘱託について、現状、どの程度採用されているか件数が分かる場合にはその件数及び相手先について伺いたい。また、今後送達のために、居住者と契約を締結すると考えられる事業者に対し、調査嘱託を積極的に採用していただけないか、裁判所の見解を伺いたく提案した。

3について

現地調査報告で、ガスメーターが動くことを現認したり、犬の鳴き声が室内から聞いた旨の報告をしたにもかかわらず、担当書記官から代理人弁護士に対し人が住んでいるかどうかはつきりしないから長時間にわたり二回メーター確認をしないと居住実態を認められないとの発言を受けたり、直近に訴訟当事者が賃貸借契約をじている書類を取得し提出しても追加調査を求められたなどの報告もある。

あまりに居住実態把握のための調査内容が過剰であると、原告の訴訟を受ける権利の侵害にもなりかねない。

裁判所書記官からの居住実態把握のために必要な現地調査の要求内容が過剰になっていると思われる件があるため、裁判所の見解を伺いたいと思い、提案した。

議題10 (裁判所及び検察庁に対して)

刑事事件の被害者たる原告が、住所・氏名等の秘匿制度を利用し、氏名及び住所等を秘匿したまま損害賠償請求訴訟を提起した事案において、被告とされた加害者側が、秘匿事項及び推知事項と同様の情報を、全く別個の制度である刑事確定記録の閲覧謄写を通じて入手することを試みる可能性が考えられる。こうした事態に対する裁判所及び確定記録を保管される検察庁との間の連絡体制の整備状況、今後の見通し、利用する原告側が検察庁と情報共有するに際しての留意点があればご教示願いたい。

また、刑事記録の開示を巡る準抗告が長期化した場合、民事訴訟が遅延し

て住所氏名等秘匿制度の被害者保護の趣旨に反する事態が生じるおそれもあるため、この点に関する民事訴訟の審理上の留意点や工夫等があればご教示願いたい。

(関弁連民事介入暴力対策委員会提案)

【提案理由】

住所・氏名等の秘匿制度は、令和5年2月20日施行の民訴法改正により運用が開始されているが、性質上、刑事事件の被害者が用いることが少なくない。そのため、加害者たる被告側では、民事訴訟において秘匿事項の閲覧等が制限されたとしても、別途、刑事確定記録の閲覧謄写が可能であり、その両制度の円滑な運用のためには調整する仕組みが不可欠と考えられるので、上記議題を提案した次第である。

議題11 (裁判所に対して)

不在者財産管理人及び相続財産清算人等の各種財産管理事件、破産管財人業務、並びに成年後見人等、裁判所が報酬を決定する事件につき、昨今の物価高騰等の経済情勢や消費税増税を適正に反映させた報酬額を決定していただきたい。

(埼玉弁護士会提案)

【提案理由】

特に、管理人等口座を開設する必要がある事案においては、1万円を超える口座開設手数料の支払いを求める銀行が多くなっていることも併せると、弁護士の実質的な収入は減額され続けていると言わざるを得ない。

これらの点についての裁判所の検討状況をお伺いしたい。

議題12 (裁判所に対して/民事・家事調停官(非常勤裁判官)制度の拡充について)

近時、最高裁判所から日本弁護士連合会宛に「令和7年10月以降は未実施庁における家事調停官の新規配置について積極的に考えたい」との意向が示されているところであるが、それにあたり、東京高等裁判所から何らかの要望が示されたか否かについてお伺いしたい。

また、東京高等裁判所管内の各庁の事件数の動向、事件処理状況等を踏まえ、最高裁判所に対し、東京、横浜、さいたま、千葉の各本庁の民事・家事調停官(非常勤裁判官)を増員、あるいは、さらに他の庁や本庁だけではなく支部にも民事・家事調停官(非常勤裁判官)を拡充するような要望を行うお考えがあるか。行うお考えのない場合には、その理由をお教えいただきたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提案)

【提案理由】

本出題は一昨年度にも行ったものであるが、その際に東京高等裁判所からは、どの庁にどれだけの調停官を配置するかは、民事調停官規則及び家事調停官規則第2条に基づき、最高裁判所が決定しているという旨の回答をいただいた。

東京高等裁判所においては、管内における各庁の事件数の動向や事件処理状況

等を踏まえ、各庁にどれだけの裁判官や調停官を配置する必要があるかについての情報提供を行っているものと推察するところであり、その結果、最高裁判所から日本弁護士連合会宛に令和7年10月以降は未実施庁における家事調停官の新規配置について積極的に考えたいとの意向が示されたものと推察するが、その経緯について差し支えない範囲でお答え願いたい。

また、東京高等裁判所において、事件数の動向や事件処理状況等を踏まえ、今後も最高裁判所に対し、非常勤裁判官をさらに増員し、他の庁や支部にも拡充するような要望を行うお考えがあるか（要望を行うお考えのない場合にはその理由）をお教えいただきたい。

なお、一昨年度も提案理由で指摘をしたが、最高裁判所と日本弁護士連合会の平成14年8月23日付けの弁護士任官等に関する協議会の協議の取りまとめ（以下「本件取りまとめ」という。）では、非常勤裁判官制度について、「裁判官の給源の多様化・多元化を図り、21世紀の我が国における司法を担う質の高い裁判官を安定的に確保するため、弁護士からの裁判官任官を大幅に拡大することが極めて重要である。また、それとともに、司法制度をより利用しやすく、わかりやすく、頼りがいのあるものとする必要がある。そこで、当面民事調停事件及び家事調停事件の分野に、弁護士が非常勤の形態で調停主任又は家事審判官たる裁判官と同等の立場で調停手続を主宰する制度（いわゆる非常勤裁判官制度）を創設することにより、弁護士から常勤裁判官への任官（いわゆる弁護士任官）を促進するための環境を整備するとともに、併せて調停手続をより一層充実・活性化することを目的とする。」としている。

地域司法充実の観点からも、例えば、各支部に非常勤裁判官が常駐した場合、各地域の実情を理解した非常勤裁判官により紛争解決が期待され、この制度を拡充する意義が大きいと考える。東京高等裁判所においても、最高裁判所に対し、非常勤裁判官の増員・拡充を要望していただきたいと考えている。

議題13-1 （裁判所に対して／労働審判の実施支部の拡大について）

現在、東京高等裁判所管内においては、地裁本庁以外に東京地方裁判所立川支部、静岡地方裁判所浜松支部及び長野地方裁判所松本支部での労働審判が実施されている。

- (1) 支部において労働審判事件を取り扱うかどうかの判断において、当該支部で労働審判事件を取り扱うとした場合に予想される事件数の見通しを考慮要素として挙げていただいている。

この将来の事件数の見通しを検討するうえで、東京高裁管内における本庁及び各支部において労働関係通常訴訟事件数の推移を過去5年間にわたってお教えいただきたい。

- (2) 東京高等裁判所管内の各地裁本庁・支部における過去5年間の労働審判の事件数の推移をご教示願いたい。

（関弁連地域司法充実推進委員会提案）

【提案理由】

支部において労働審判事件を取り扱うかどうかの判断において、当該支部で労働審判事件を取り扱うとした場合に予想される事件数の見通しを考慮要素とし

て挙げていただいている。

この将来の事件数の見通しを検討するうえで、行政・司法間での情報共有のあり方や裁判所間での情報共有の具体的方法について確認したく、出題に至った。

また、東京高等裁判所管内の各地裁本庁・支部における新受件数について、従前下記のとおりご回答いただいております。今後の活動の参考にいたたく、令和5年の新受件数について出題に至った。

記

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
東京	1106	1059	1136	963	805
東京 立川	112	91	74	80	43
横浜	209	247	257	236	233
横浜 川崎				1	
さいたま	169	168	157	162	130
千葉	114	119	143	119	103
水戸	49	46	50	48	54
水戸 土浦			1		
宇都宮	31	52	52	46	33
前橋	37	54	46	40	53
静岡	47	41	34	59	47
静岡 浜松	21	26	26	38	22
甲府	13	8	22	15	8
長野	10	12	17	16	10
長野 松本	17	18	16	14	24
新潟	32	23	22	25	33

※川崎支部、土浦支部の案件は、審判申立・受理後に本庁回付。

議題13-2 (裁判所に対して)

労働審判実施支部の拡大について

静岡地方裁判所沼津支部における労働審判の早期実施を要望していただきたい。

(静岡県弁護士会提案)

【提案理由】

昨年、一昨年と議題としていただきましたが、再度要望させていただきます。

静岡地方裁判所では、現在、本庁と浜松支部（県西部）において労働審判が行われていますが、沼津支部（県東部）において、労働審判は行われておりません。沼津支部部管轄地域と浜松支部管轄地域は、人口がほぼ拮抗しており、沼津支部の予想事件数についても、浜松支部と同数程度の申立てが見込まれます。

また、静岡県は県が東西に長い形状となっているのみならず、下田支部など県東部には本庁からかなり遠い地域が存在しており、県東部で労働審判を取り扱う必要性は極めて高い。

さらに、沼津支部は本庁及び浜松支部と同様、合議事件を取り扱っているのみならず、裁判員裁判実施支部でもあるため、裁判所の事件処理体制も労働審判の実施に支障はないはずである。

本庁及び浜松支部における労働審判事件の新受件数は、令和3年は97件、令和4年は69件と堅調であり、東京高裁管内の各県の人口からみたときに、相対的に多くの労働審判が提起されていると言える状況にあり、平成29年から労働審判事件の取り扱いを始めた浜松支部での運用も問題なく行われており、実績もまた堅調である。

2018年度の法曹連絡協議会において、東京高裁事務局長は、「当該支部で労働審判事件を取り扱うとした場合に予想される事件数の見通しや、地裁本庁への移動に要する時間などの利便性を基本としつつ、各庁の労働審判事件の運用状況や事件処理体制、労働審判員の安定的な確保に向けた地域的な事情も総合的に勘案して、最終的には各地方裁判所において、いわゆる支部設置規則3条1項の規定に基づく裁判官会議の議決により定められている」とし、「考慮要素を総合的に検討した結果、これまでの間、取扱庁とはされてきていなかったものと理解しております」と回答されていました。

上記「各考慮要素」について、当会においても、検討しましたが、沼津支部は、人口、面積、事業者数、従業者数等において、労働審判が実施されている本庁及び浜松支部とほぼ均等で、それらを前提とした事件数の見通しとしては、浜松支部と同程度の事件数が見込まれます。また、地裁本庁への移動に要する時間などの利便性についても、本庁まで約130キロもの移動を強いられる下田支部を抱える県東部において、県民の負担を考えると利便性の面でも速やかに沼津支部で労働審判を実施すべきものと思料いたします。さらに、すでに述べたとおり、労働審判が実施されている本庁及び浜松支部において、事件数は堅調で、問題なく運用されており、加えて、沼津支部は本庁及び浜松支部と同様合議事件を取り扱っているのみならず、裁判員裁判実施支部でもあり、裁判所の事件処理体制の面でも特段の支障はないはずです。そのうえ、県内にある日本労働組合総連合会静岡県連合会の地区協議会9つのうち3つが県東部に存在していることからしても、県東部だけが労働審判員の安定的な確保ができない事情も存在しません。

沼津支部の状況は以上のとおりであるため、速やかに沼津支部において労働審判を実施すべく、本提案をさせていただいた次第です。

議題14 (裁判所に対して／さいたま地方裁判所秩父支部等における裁判官の常駐)

東京高等裁判所管内の、さいたま地方裁判所・さいたま家庭裁判所秩父支部、前橋地方裁判所・前橋家庭裁判所沼田支部、千葉地方裁判所・千葉家庭裁判所館山支部、同佐原支部、水戸地方裁判所・水戸家庭裁判所麻生支部には裁判官が常駐していない。

以上に対する東京高等裁判所の見解は、一昨年度は概ね、最高裁判所の決定事項であること、裁判所も国の予算で運営される公的な機関であって、業務量に見合った配置をする必要があること、各非常駐支部に対する裁判官の填補の頻度は各地方・家庭裁判所において適宜決定しており、最高裁判所に

も適切に情報提供して取り組んでまいりたいという回答をいただいた。また、昨年度も概ね同旨の回答をいただいたうえで、過去の同様の出題に対する回答と同様に「各地家裁とともに引き続き各支部の事件処理状況等にきめ細かく目配りをしつつ最高裁にも適切に情報提供をしていきたいと考えております（注 下線は出題者による）」とはご回答いただくものの、それ以上の具体的な見解については、回答をいただいていない。

そこで、さらに以下のとおり質問する。

- (1) 裁判所は、支部等の裁判官の配置について、どのような見解をとっているのか、その見解を実現させるために、いつまでにどのようなことを行うと考えているのかを伺いたい（近々、裁判官の常駐・増員の予定があるか否かも含む）。
- (2) 最高裁判所が決定するにあたっては各地方・家庭裁判所からの事件処理状況等の情報提供が必要不可欠であるが、各地方・家庭裁判所からは、最高裁判所に対し、いつ、事件処理状況等のどのような具体的な内容が提供されているのか、（各地方・家庭裁判所ごとに）把握されているのであれば、伺いたい。

また、各地方・家庭裁判所は、情報提供とともに見解を述べているのか（各地方・家庭裁判所ごとに）ご存じであればそれを伺いたい。

見解を述べている場合は、（各地方・家庭裁判所ごとに）内容とその理由を伺いたい。

（関弁連地域司法充実推進委員会提案）

【提案理由】

上記各支部は、裁判官が非常駐であることから、民事家事事件を扱う一方、刑事事件を扱わなかったり（千葉地方裁判所佐原支部）、身柄の刑事事件を扱わなかったり（水戸地方裁判所麻生支部）、少年事件や執行事件を扱っていない（上記5支部）など、通常の地方裁判所・家庭裁判所の機能を果たし得ていない。

こうした事態は、裁判を受ける権利（憲法第32条）や法の下での平等（憲法第14条）を保障する日本国憲法が予定する司法の姿とはいえない。

これに関し、平成28年度の法曹連絡協議会において、常駐させていないことについて、裁判所の見解を伺ったところ、東京高等裁判所からは、概ね、最高裁判所の決定事項であること、裁判所も国の予算で運営される公的な機関であって、業務量に見合った配置をする必要があること、各非常駐支部に対する裁判官の填補の頻度は各地方・家庭裁判所において適宜決定しており、最高裁判所にも適切に情報提供して取り組んでまいりたいという回答をいただいたが、裁判所の見解については、そもそも常駐化について賛成なのか反対なのか、具体的な回答をいただいていない。

また、令和元年度の法曹連絡協議会では、静岡地方裁判所・静岡家庭裁判所掛川支部において、平成30年度から常駐の裁判官1名が執務を行う体制に変更となっており、重ねて、引き続き各支部の事件処理状況等にきめ細かく目配りしつつ、適切に最高裁判所にも情報提供していきたいと考えている旨の回答がなされている。この点について、東京高等裁判所管内の裁判官非常駐支部における昨年度以降の体制の変化など具体例（裁判官の出廷日の増加等）があれば、ご教示い

ただきたい。

また、昨年度を含めた法曹連絡協議会における東京高等裁判所の「各地家裁とともに引き続き各支部の事件処理状況等に『きめ細かく』目配りをしつつ最高裁にも適切に情報提供をしていきたいと考えております」とのご回答からすれば、各地家裁ごとに情報を収集されていると思われるところ、各地方・家庭裁判所ごとに業務量や配置も異なっているため、各地方・家庭裁判所ごとに回答をいただきたく質問したものである。

議題 15 (裁判所に対して／家庭裁判所出張所における出張事件処理について)

新潟家庭裁判所村上出張所・同南魚沼出張所・同柏崎出張所・同糸魚川出張所の各出張所、前橋家庭裁判所中之条出張所、長野家庭裁判所木曾福島出張所、同大町出張所、同飯山出張所において令和5年度及び令和6年度(集計されているところまで)の各出張事件処理が行われた件数について、(各出張所ごとに)伺いたい。

また、出張所間において、出張事件処理数に差があるようであるが、その理由について御教示いただきたい。

また、それぞれの家裁出張所に所属する家事調停委員がどの程度いるのか、それぞれの人数を、また、近隣の本庁ないしは支部に所属している調停委員がどのような協力関係にあるのかご教授ください。

(関弁連地域司法充実推進委員会提案)

【提案理由】

昨今の家事事件の増加(ことに成年後見制度利用促進法に伴う成年後見等の申立増加)において、どの家庭裁判所出張所でも調停を含めた事件処理を実施すべきと考えるところ、本年度においても、前記8つの各出張所での各出張事件処理件数を伺いたい。

また、昨年度の裁判所からの回答によると、長野家庭裁判所大町出張所の年間の出張事件処理数が2桁を優に超えていたのに対し、新潟家庭裁判所の各出張所においては年間数件程度に留まっていたことから、その理由を伺いたい。

議題 16 (裁判所に対して)

横浜地方裁判所相模原支部の合議制実現について

(神奈川県弁護士会提案)

【提案理由】

横浜地方裁判所相模原支部は全国の政令指定都市にある裁判所で唯一合議事件を取り扱っていない。相模原支部における合議事件の取り扱いはいずれも繰り返しの議題としてきたが、現在、相模原支部の管内人口は約85万人、裁判官は6名、管内の法律事務所で業務を行う弁護士は約90名に達し、相模原市及び座間市も市長自ら裁判所に要望に出向くなど合議事件の取り扱いを強く求めている。

他方、裁判所も、合議体による審理の活用に積極的に取り組んでおり、これによって、多角的な観点からの検討が可能となり、①訴訟指揮や求釈明の内容が明確化され迅速な争点整理につながる、②説得的な和解案の提示により当事者の納

得が得られやすく早期に和解が成立する、③作業量の多い事件に対応することができるとの指摘がなされており、審理が難航している単独事件を早期に合議に付すことで迅速化を図っていることがうかがわれるとされている（最高裁判所の裁判迅速化検証報告書（第8回）79頁）。現に、民事第一審訴訟事件の未済事件における合議率の推移は、平成21年が7.6%だったところ、平成30年は15.3%に達しており、この間、合議事件数も増加している（同報告書32頁）。したがって、地方の本庁並みの事件数を抱える相模原支部で合議事件を取り扱わない理由はなく、一刻も早くその取り扱いを開始すべきである。

なお、昨年7月には、相模原市長、座間市長を含めた47団体で構成する協議会が発足しており、今年2月には最高裁や法務大臣に対し要望活動を実施するなど、協議会を中心とし、合議制実現に向けて熱心に活動している。

議題17 （裁判所に対して）

藤沢簡易裁判所への家庭裁判所出張所併設について

（神奈川県弁護士会提案）

【提案理由】

超高齢化社会などを背景に、家事事件は増加の一途をたどっている。また、令和6年5月には、共同親権等に関して民法等の一部を改正する法律が成立し、親権等に関する家庭裁判所への申立がさらに増加することも予想される。

神奈川県内の自治体が行っている法律相談の過去の実績を見ても、離婚や相続など、家庭に関する相談が全体の4割程度を占めている。藤沢簡裁管内の人口は約120万人に達し、今後も、管内で成年後見関係事件や相続、離婚等に関する問題が継続して発生することが見込まれる。しかし、藤沢市の中心部から横浜家裁本庁までは、公共交通機関を利用すると約50分を要し、特に自動車を利用しない市民にとっては気軽に利用できる距離ではない。

そこで、藤沢簡裁に家庭裁判所出張所を併設し、そこで成年後見関係事件の審判や離婚、相続の調停などを行えるようにし、本庁まで出向かなくても、身近な裁判所で家庭に関する問題を解決できるようにするべきである。藤沢簡裁管内（藤沢市・茅ヶ崎市・大和市・海老名市・綾瀬市・高座郡）の法律事務所で業務を行う弁護士は、令和5年9月現在、118人に達しており、当地の市民の需要に応えられる態勢は整いつつある。

また、藤沢簡裁管内の自治体である、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、綾瀬市、寒川町の各市長を含めた協議会が発足しており、昨年12月には最高裁や政府に対し要望書を提出し、現在も熱心に活動している。

議題18-1 （裁判所に対して）

千葉家庭裁判所管内の家庭裁判所（本庁・支部・出張所）における児童室の設置の有無、設置していない支部・出張所における試行的面会交流の実施方法について、ご教示いただきたい。児童室が設置されていない支部、出張所については、設置をご検討いただきたい。

（千葉県弁護士会提案）

【提案理由】

児童室は、子どもが安心、安全に試行的面会交流を実施するため、子どもの平等権・最善の利益の第一義的考慮・面会交流権・意見表明権（子どもの権利条約2条、3条、9条、12条）の保障上、必要不可欠なものである。

千葉家庭裁判所管内の支部・出張所では、児童室が存在しないところがあると思われるところ、存否についての現状を教えてください。

また、児童室が存在しない支部・出張所で試行的面会交流を実施する場合は、どのように対応しているか、ご教示いただきたい。パーティション等で区切った調停室を利用したり、本庁や他支部の児童室を利用したりしていると思われるが、紛争下にある父母がパーティション等で区切っただけの同一空間で過ごすことの危険性や子どもの安心感に懸念が生じるし、また、本庁や他支部の児童室を利用すると、平日日中に子どもが遠方の裁判所に赴かなければならず、学校の欠席や早退を強いられたり、親が時間的負担や経済的負担から試行面会を諦めてしまうこともある。

そのため、児童室を有しない支部・出張所があれば、児童室の設置をご検討いただきたい。

議題18-2 （裁判所に対して）

長野家庭裁判所飯田支部及び長野家庭裁判所大町出張所の庁舎に、子どもが調査官調査を受ける際に安心することができ、試行的面会交流の実施に適した設備を伴う児童室（調査室・試行面会施設）を設置していただきたい。
また、大町出張所のトイレを洋式化していただきたい。

（長野県弁護士会提案）

【提案理由】

試行的面会交流（以下「試行面会」と表記する。）を行うには、裁判所内に児童室等の試行面会施設が必須である。しかし、長野家庭裁判所飯田支部及び長野家庭裁判所大町出張所の庁舎には、児童室（調査室・試行面会施設）がない。

現在、飯田支部における試行面会は、1部屋をパーティションで区切り、子どもと別居親が面会している様子をパーティション越しに同居親や家裁調査官等が観察する形式がとられている。しかし、この方法では、子どもは同居親の目を気にして、自然な雰囲気での面会することが難しい。また、パーティションで区切られているとはいえ、離婚調停中の当事者双方が同じ部屋にいること自体、当事者にとっては心理的抵抗があり、そのために試行面会に応じないケースもある。県内の家裁本庁及び6つの支部の中で、ワンウェイミラーも映像音響機器もないのは、飯田支部だけである。

また、大町出張所は、受付出張所であるにも拘わらず出張調停の実施件数が例年100件を超え、全国20の受付出張所中でも群を抜いて多い状況である。大町出張所の対象区域である大北地域（大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村）に暮らす子どもの試行面会は、松本支部庁舎で行なわれることが多いが、大北地域は、面積が約1109.5km²と広大で、交通不便な山間部も多く、冬季の積雪も多い。このような地域に暮らす子どもについて、松本支部庁舎まで赴かなければ裁判所での試行面会ができない現状は、ただでさえ両親の離婚問題等で心を痛める中さらなる心理的負担を強いる上、移動時間の関係で学校を休んだり早退

しなければならず、当事者が時間的・経済的負担から試行面会を断念することにも繋がりがねない。

飯田支部及び大町出張所ともに、大規模な工事を要せずとも既存の調停室等の2部屋をビデオリンクで繋ぐなどして児童室（調査室・試行面会施設）を設置できる状況にあり、早期に設置していただきたい。

また、大町出張所庁舎のトイレは、車椅子利用者用トイレ以外は全て和式であるが、高齢化、バリアフリー化、一般家庭における洋式トイレの普及、減災等の観点から、洋式化すべきである。

議題19 （裁判所に対して）

長野家庭裁判所佐久支部に、直ちに常駐の家庭裁判所調査官を配置して頂きたい。そのうえで、同支部において少年審判を取り扱うことを最高裁判所に要望していただきたい。

（長野県弁護士会提案）

【提案理由】

佐久支部の管内人口は、長野県内6支部の中で3番目に多い状況にあり、家事事件数も3番目に多い状況にありながら、常駐の家裁調査官は0名である（長野本庁6名、松本支部5名、上田支部5名、伊那支部2名、飯田支部2名、諏訪支部1名）。また、佐久地域の少年事件が相当数あるにもかかわらず、県内支部で唯一、少年審判の取扱いもない。佐久支部管内の社会状況として、直近に公表された令和5年中の長野県の年間人口増減では、佐久支部管内で1169人の人口社会増を記録している。直近だけでなく過去10年に遡ってみても長野県内で最も人口が維持されている地域である。特に、佐久平駅周辺地域の高齢化率は令和5年が17.6%であり、長野県平均32.5%・全国平均29%に比べて非常に低い状況となっている。将来的にみても、子どもに関係する家事事件、少年事件が継続して発生する可能性が非常に高い地域といえる。

現状、家裁調査官は上田支部からの填補、少年事件は上田支部にて取扱いがなされているが、最高裁との面談では、上田支部と佐久支部との交通の便が良いと判断されているようである。しかし、佐久地域在住の者にとって上田支部庁舎までの交通機関の便は、決して良いとはいえない。佐久支部庁舎は、佐久支部管内の中では上田に近い最北部に位置するため、両庁舎の位置関係のみを判断要素にすべきではないが、ひとまず両庁舎間を前提に鉄道利用を考えると、たしかに北陸新幹線の佐久平駅・上田駅間の新幹線乗車時間は10分程度ではあるが、佐久支部庁舎から佐久平駅まで徒歩約15分、上田駅から上田支部まで徒歩約20分を要し、新幹線を利用しても都合1時間程度は要する。高額の新幹線料金も負担することになるため、佐久地域の住民が上田支部庁舎に赴くのに新幹線を使用するという方は通常いない。また、填補される調査官等は、在来線を利用して上田支部庁舎から佐久支部庁舎まで移動していると思われるが、徒歩・電車（乗り換えあり）・バス（ないし徒歩）で、1時間30分程度かかる。他方、自動車移動で考えても両庁舎間は高速道路利用で40分、一般道利用で50分から1時間程度を要する。

このように、上田寄りの佐久地域最北部に位置する佐久支部庁舎で見ても交通

の便が良いとはいえ、まして、南佐久郡の6町村から上田支部庁舎まで鉄道利用で考えると、在来線利用で自宅から上田支部庁舎まで2時間から3時間程度を要する住民が大半という状況である。自動車移動で考えても、南佐久地域の川上村役場から上田支部庁舎までは一般道利用で約80kmあり2時間程度を要し、高速道路を利用しても約1時間30分以上を要し、交通の便が良いとはいえない。

このような佐久地域の実情を具体的にご判断いただき、改善をお願いしたい。

議題20 (検察庁に対して)

長野地方検察庁佐久支部に、常駐の正検事を配置していただくよう、上級庁に積極的に要望していただきたい。

(長野県弁護士会提案)

【提案理由】

長野県警本部刑事部捜査支援分析課による令和3年及び令和4年犯罪統計書長野県の犯罪(以下それぞれ「令和3年犯罪統計」「令和4年犯罪統計」と表記する)に基づき算出した上記各管轄地域の刑法犯認知件数及び特別法犯取締件数について、長野地方検察庁佐久支部は、長野県内6支部の中で3番目に多い状況にある。副検事しか配置されていない県内支部(佐久支部・諏訪支部・伊那支部)の中では突出して多く、正検事が配置されている飯田支部を毎年大幅に上回っている状況である。

特に、令和3年犯罪統計及び令和4年犯罪統計によれば、両年とも、佐久支部管内の軽井沢警察署は人口1000人当たりの刑法犯犯罪率が長野県内で唯一「5件以上」を示している。佐久支部管内全体で見ても同数値は3.6件であって、この数値は正検事非常駐支部の中では突出している。また、刑法犯認知件数は令和4年犯罪統計において前年比132%を記録しており、全国平均106%、全県平均111%を大きく上回っている。

佐久支部管内において、令和3年の死傷被害者数は支部の中では松本支部に次いで2番目に多く、令和4年のそれも支部の中で松本支部・上田支部に次いで3番目に多い状況となっている。外国人事件も非常に多く、令和3年犯罪統計では入国管理法違反の取締件数が本庁をも超え、令和4年犯罪統計で見ても、長野県内支部の中では最も多い取締件数を記録している。さらに、佐久支部管内は薬物事件も多く、令和3年犯罪統計では本庁管内の取締件数を上回っており、令和4年犯罪統計でも松本支部に次いで多い件数を記録している。長野本庁や松本支部の管内人口が佐久支部管内人口の約2.5倍もあることからすれば、人口当たりの発生率の高さは深刻である。

佐久支部の事件は、上田支部の支部長検事がいわば兼務して取り扱っているが、上田支部の事件数も決して少ない訳ではなく、上田支部と佐久支部の双方の事件について一人の正検事で対応することは過度な負担といえる。幸いにも、佐久支部庁舎内には既に支部長室が存在し、施設改修等のために多額の予算を要さずとも、副検事の配置を維持したまま正検事を配置することが可能である。

なお、平成28年度以降に正検事が配置されることとなった支部は全国で10支部あるが、佐久支部はそのいずれの支部よりも刑事第一審新受事件数が圧倒的に多い。

佐久地域の治安維持及び速やかで適正な刑事事件処理の実現のため、長野地検佐久支部に直ちに正検事の配置をしていただきたい。

議題 2 1 (裁判所に対して)

新潟家庭裁判所村上出張所、同柏崎出張所、同南魚沼出張所、同糸魚川出張所の各出張所において、2023年度及び2024年度(集計されているところまで)の出張事件処理が行われた件数(そのうち何件に手続代理人がいたのかも含む)について、出張所ごとに伺いたい(質問①)。

また、各出張所に対して、口頭または書面で出張事件処理を希望する申し出がなされた件数(そのうち何件に手続代理人がいたのかも含む)(質問②)、出張事件処理を希望しても実施に至らなかった場合どのような理由で実施に至らなかったのか(質問③)について伺いたい。

加えて、各出張所の今後の活用について、具体的な方策を伺いたい(質問④)。

(新潟県弁護士会提案)

【提案理由】

昨今の家事事件の増加状況において、家庭裁判所出張所でも積極的に出張事件処理を実施すべきと考えるところ、新潟家庭裁判所の各出張所においてどの程度出張事件処理が実施されたのか、また出張事件処理がなされた場合の手続代理人の有無を確認するため、各出張所における出張事件処理数(手続代理人の有無を含む)を伺いたい。

また、昨年のお返答によれば、出張所管内に在住の方が事件の申立てに関する相談等で来庁した際には、手続案内の中で来庁者の意向等に応じて出張事件処理等について案内するとともに、来庁者が出張事件処理の実施を希望する場合には、口頭または書面で申し出て頂くよう説明しているとのことであった。そこで、各出張所において出張事件処理を希望された件数はどの程度であったのか、出張事件処理を希望しても実施に至らなかった場合にどのような理由で実施に至らなかったのかについて確認をさせていただきたい。

さらに、各出張所における出張事件処理数が低調に推移しているなか、今後、各出張所をどのように活発に活用していくのかという点について伺いたい。

議題 2 2 (裁判所に対して)

家裁出張所における調停期日を増やしていただきたい。

(関弁連弁護士偏在問題対策委員会提案)

【提案理由】

裁判手続のIT化が推進され、家庭裁判所出張所においてもWebex等を利用した調停が開かれるようになってきている。本来は、家裁出張所にも裁判官を常駐させ実質的な事件処理を日常的に行うべきであるが、現状、殆どの家裁出張所には裁判官が常駐しておらず、開廷日が限られることから、調停期日が3か月以上も先になってしまう事件も散見される。また、そもそも出張調停自体が全く行われず、受付しか行わない家裁出張所も少なくない。当事者や調停委員、裁判官が実地で対面して協議等することが紛争解決に資することはもちろんである

が、他方で、期日の間隔が空きすぎてしまうことや身近な裁判所で対応してもらえないことは当事者の手続保障上問題があると言わざるを得ない。

そこで、家裁出張所への裁判官常駐ないし在庁日増大を実現するまでの過渡的措置として、裁判官が家裁出張所に在庁しない状態であっても、裁判官がWebex等を活用して評議等に対応する方法により、調停期日を開くことができないか、ご検討いただきたい。

2024年度 法曹連絡協議会 出席者名簿

1. 裁判所

東京高等裁判所	長 民事部代表常置委員 刑事部代表常置委員 事務局局長 事務局局長補	官 官	堀 田 眞 哉 中 村 也 寸 志 細 田 啓 介 和 波 宏 典 市 原 志 都	殿 殿 殿 殿 殿
知的財産高等裁判所	所 長		本 多 知 成	殿
東京地方裁判所	所 長 代 行 民事部 所 長 代 行 民事部 所 長 代 行 刑事部 所 長 代 行 刑事部 所 長 代 行 所 長 代 行	長 長	渡 部 勇 次 佐 藤 達 文 朝 倉 佳 秀 平 出 喜 一 友 重 雅 裕 菊 池 憲 久	殿 殿 殿 殿 殿 殿
東京家庭裁判所	所 長 代 行 家事部 所 長 代 行 少年部 所 長 代 行	長 長	村 田 斉 志 田 口 治 美 野 原 俊 郎	殿 殿 殿

2. 検察庁

東京高等検察庁	検 事 長 次 席 検 事	長 事	齋 藤 隆 博 伊 藤 栄 二	殿 殿
東京地方検察庁	検 事 正 次 席 検 事	正 事	竹 内 寛 志 新 河 隆 志	殿 殿

3. 弁 護 士 会

① 関東弁護士会連合会

理事長	菅 沼 友 子 (第二東京)	副理事長	村 林 俊 行 (東 京)
常務理事	上 田 智 司 (東 京)	常務理事	川 畑 大 輔 (東 京)
〃	高 畠 希 之 (東 京)	〃	渡 邊 隆 (東 京)
〃	市 川 正 司 (第一東京)	〃	芳 仲 美惠子 (第一東京)
〃	柴 田 祐 之 (第一東京)	〃	日下部 真 治 (第二東京)
〃	栗 林 武 史 (第二東京)	〃	土 肥 勇 (第二東京)
〃	岩 田 武 司 (神奈川県)	〃	大 塚 信 雄 (埼 玉)
〃	三 浦 亜 紀 (千葉県)	〃	島 田 直 樹 (千葉県)
〃	横 田 由美子 (茨城県)	〃	篠 崎 和 則 (茨城県)
〃	石 井 信 行 (栃木県)	〃	関 夕三郎 (群 馬)
〃	梅 田 欣 一 (静岡県)	〃	丹 羽 聡 子 (静岡県)
〃	三 枝 重 人 (山梨県)	〃	山 崎 勝 巳 (長野県)
〃	中 村 崇 (新潟県)	理 事	森 本 亨 (千葉県)
理 事	小松原 裕 介 (茨城県)	〃	杉 田 明 子 (栃木県)
〃	渡 邊 洋二郎 (静岡県)	〃	八 卷 佐知子 (山梨県)
〃	愛 川 直 秀 (長野県)		

② 管内弁護士会

東京弁護士会

会 長 上 田 智 司 副会長 高 畠 希 之

第一東京弁護士会

会 長 市 川 正 司 副会長 芳 仲 美惠子
副会長 木 野 綾 子

第二東京弁護士会

会 長 日下部 真 治 副会長 秋 野 卓 生
副会長 栗 林 武 史

神奈川県弁護士会

会 長 岩 田 武 司 副会長 小 谷 馨
地域司法計画委員会委員 服 部 功 志

埼玉弁護士会

会 長 大 塚 信 雄 副会長 神 尾 尊 礼
副会長 上 田 裕

千葉県弁護士会

会 長 島 田 直 樹 副会長 森 本 亨

茨城県弁護士会

会 長 篠 崎 和 則 副会長 高 中 学
副会長 小松原 裕 介

栃木県弁護士会

会 長 石 井 信 行 副会長 杉 田 明 子

群馬弁護士会

会 長 関 夕三郎

静岡県弁護士会

会 長 梅 田 欣 一 副会長 渡 邊 洋二郎

山梨県弁護士会

会 長 三 枝 重 人 副会長 八 巻 佐知子

長野県弁護士会

会 長 山 崎 勝 巳 副会長 愛 川 直 秀
地域司法計画推進委員会委員長 大 井 基 弘

新潟県弁護士会

会 長 中 村 崇

③ 関東弁護士会連合会委員会代表者

地域司法充実推進委員会	副委員長	小 林 毅 (長野県)
地域司法充実推進委員会	委 員	渡 邊 真一郎 (新潟県)
外国人の人権救済委員会	委 員 長	伊 藤 しのぶ (茨城県)
外国人の人権救済委員会	副委員長	出 井 博 文 (長野県)
弁護士偏在問題対策委員会	委 員 長	高 山 功 (静岡県)
民事介入暴力対策委員会	委 員 長	小見山 大 (千葉県)
民事介入暴力対策委員会	委 員	柗木野 一 紀 (第一東京)
消費者問題対策委員会	委 員 長	舟 木 諒 (群 馬)
男女共同参画及び性の平等推進に関する委員会	委 員 長	木 元 有 香 (第二東京)
男女共同参画及び性の平等推進に関する委員会	副委員長	國 松 里 美 (千葉県)

2024年度 法曹連絡協議会懇親会 次第

日 時 2024年12月3日（火）午後5時から
場 所 法曹会館3階「富士」

開会の辞（司会） 関東弁護士会連合会 常務理事 岩 田 武 司
(神奈川県弁護士会会長)

挨 拶 関東弁護士会連合会 理 事 長 菅 沼 友 子

ご 挨 拶 東京高等裁判所 長 官 堀 田 眞 哉 殿

乾 杯 東京高等検察庁 検 事 長 齋 藤 隆 博 殿

懇 談

閉会の辞 関東弁護士会連合会 常務理事 島 田 直 樹
(千葉県弁護士会会長)

所長代行 池田 憲久 殿	東京地方裁判所
重雅 裕 殿	東京地方裁判所 刑事部
憲一 殿	東京地方裁判所 刑事部 出所
倉佳 秀 殿	東京地方裁判所 民事部
藤達 文 殿	東京地方裁判所 民事部
渡部 勇次 殿	東京地方裁判所 所長部
原志 都 殿	東京高等裁判所 事務局 原長補
波宏 典 殿	東京高等裁判所 事務局 部長
多知 成 殿	所知財産高等裁判所 本所
田啓 介 殿	東京高等裁判所 刑事部 代常務委員
村也 志 殿	東京高等裁判所 民事部 代常務委員
堀田 眞 哉 殿	東京高等裁判所 長官部
藤 隆 博 殿	東京高等検察庁 検事長
伊藤 栄 二 殿	東京高等検察庁 次席検事
内 寛 志 殿	東京地方検察庁 正部長
河 隆 志 殿	東京地方検察庁 次席検事
村田 若 志 殿	東京家庭裁判所 所長
口治 美 殿	東京家庭裁判所 事務部長代行
原俊 郎 殿	少年家庭裁判所 事務部長代行

速記者席

静岡弁連常務理事 梅田 欣一 会長	静岡弁連 静岡県弁護士会会長
静岡弁連常務理事 夕二郎 会長	静岡弁連 静岡県弁護士会会長
静岡弁連常務理事 石井 信行 会長	静岡弁連 静岡県弁護士会会長
茨城弁連常務理事 篠崎 和 則 会長	茨城弁連 茨城県弁護士会会長
千葉弁連常務理事 島田 直樹 会長	千葉弁連 千葉県弁護士会会長
常務理事 三浦 亜紀 会長	常務理事 三浦 亜紀 会長
埼玉弁連常務理事 大塚 信雄 会長	埼玉弁連 埼玉県弁護士会会長
神奈川弁連常務理事 岩田 武司 会長	神奈川弁連 神奈川県弁護士会会長
東京弁連常務理事 菅 沼 友子 会長	東京弁連 東京弁護士会会長
東京弁連常務理事 上田 智司 会長	東京弁連 東京弁護士会会長
第一東京弁連常務理事 市川 正司 会長	第一東京弁連 東京弁護士会会長
第二東京弁連常務理事 日下部 真治 会長	第二東京弁連 東京弁護士会会長

副理事長 村林 俊行 会長	副理事長 村林 俊行 会長
------------------	------------------

山梨弁連理事 八巻 佐知子 副会長	山梨弁連 山梨県弁護士会副会長
静岡弁連理事 渡邊 洋二郎 副会長	静岡弁連 静岡県弁護士会副会長
静岡弁連理事 杉出 明子 副会長	静岡弁連 静岡県弁護士会副会長
茨城弁連理事 小松原 裕介 副会長	茨城弁連 茨城県弁護士会副会長
茨城弁連理事 茨高 中 学 副会長	茨城弁連 茨城県弁護士会副会長
新潟弁連常務理事 中村 崇 会長	新潟弁連 新潟県弁護士会会長
長野弁連常務理事 山崎 勝巳 会長	長野弁連 長野県弁護士会会長
山梨弁連常務理事 三枝 重人 会長	山梨弁連 山梨県弁護士会会長
常務理事 丹羽 聡子 副会長	常務理事 丹羽 聡子 副会長
常務理事 横田 由美子 副会長	常務理事 横田 由美子 副会長
常務理事 川畑 大輔 副会長	常務理事 川畑 大輔 副会長
東京弁連常務理事 高 昌希 之 副会長	東京弁連 東京弁護士会副会長
常務理事 渡邊 隆 副会長	常務理事 渡邊 隆 副会長
第一東京弁連常務理事 芳 伸 美 子 副会長	第一東京弁連 東京弁護士会副会長
常務理事 柴田 祐之 副会長	常務理事 柴田 祐之 副会長
第二東京弁連常務理事 栗林 武史 副会長	第二東京弁連 東京弁護士会副会長
常務理事 土肥 勇 副会長	常務理事 土肥 勇 副会長
第一東京弁連理事 木野 総子 副会長	第一東京弁連 東京弁護士会副会長
第二東京弁連理事 秋野 卓生 副会長	第二東京弁連 東京弁護士会副会長

長野県弁護士会 大城 基弘 推進委員会委員長	長野県弁護士会 大城 基弘 推進委員会委員長
長野県弁護士会 愛野 直秀 副会長	長野県弁護士会 愛野 直秀 副会長
副委員長 國松 里美 副委員長	副委員長 國松 里美 副委員長
委員 木元 有香 委員	委員 木元 有香 委員
委員 舟木 諒 委員	委員 舟木 諒 委員
委員 終木 野一 委員	委員 終木 野一 委員
委員 小見山 大 委員	委員 小見山 大 委員
委員 高山 功 委員	委員 高山 功 委員
副委員長 出井 博文 副委員長	副委員長 出井 博文 副委員長
委員 伊藤 しのぶ 委員	委員 伊藤 しのぶ 委員
委員 渡邊 真一郎 委員	委員 渡邊 真一郎 委員
副委員長 小林 毅 副委員長	副委員長 小林 毅 副委員長
神奈川県弁護士会副会長 小谷 馨 副会長	神奈川県弁護士会副会長 小谷 馨 副会長
神奈川県弁護士会 服部 功志 委員	神奈川県弁護士会 服部 功志 委員
埼玉弁護士会副会長 神尾 尊礼 副会長	埼玉弁護士会副会長 神尾 尊礼 副会長
埼玉弁護士会副会長 埼玉 裕 副会長	埼玉弁護士会副会長 埼玉 裕 副会長
千葉県弁護士会副会長 森本 亨 副会長	千葉県弁護士会副会長 森本 亨 副会長

出入口